

令和八年
二月
青森県議会第三百二十五回定例会会議録
第三号

令和八年三月四日（水）議事日程 第三日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（夏堀浩一、今 博、北向由樹、櫛引ユキ子各議員）

午前十時三十分開議

出席議員 四十五名

議長 長工 藤 慎 康

副議長 長齊 藤 爾

一番 工 藤 慎 康

四番 工 藤 悠 平

六番 夏 堀 嘉一郎

八番 北 向 由 樹

十番 齊 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 吉 俣 洋

三番 井 本 貴 之

五番 小 笠 原 大 佑

七番 大 澤 祥 宏

九番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 田 端 深 雪

二十五番 鶴賀谷 貴

二十七番 花 田 栄 介 二十八番 齊 藤 爾

二十九番 寺 田 達 也 三十番 蛭 沢 正 勝

三十一番 高 橋 修 一 三十二番 夏 堀 浩 一

三十三番 櫛 引 ユキ子 三十四番 今 博

三十五番 川 村 悟 三十六番 安 藤 晴 美

三十八番 山 谷 清 文 三十九番 丸 井 裕

四十番 山 田 知 四十一番 三 橋 一 三

四十二番 工 藤 兼 光 四十三番 森 内 之 保 留

四十四番 清 水 悦 郎 四十五番 田 中 順 造

四十六番 田 名 部 定 男 四十七番 伊 吹 信 一

四十八番 鹿 内 博

欠 員 三名

二 番 二十六番 三十七番

出席事務局職員

局 長 工 藤 康 成 次 長 伊 藤 敏 文

議事課長 角 田 正 人 総括主幹 土 屋 順 司

総括主幹 下 村 恭 子 総務主幹 中 野 弥 寿 喜

主 幹 山 口 友 一 主 査 岡 崎 正 博

主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第二百一十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎

副 知 事 小 谷 知 也

副 知 事	奥 田 忠 雄
総 務 部 長	澤 純 市
財 務 部 長	千 葉 雄 文
総合政策部長	後 村 文 子
こども家庭部長	若 松 伸 一
交通・地域社会部長	舩 木 久 義
環境エネルギー部長	豊 島 信 幸
健康医療福祉部長	守 川 義 信
経済産業部長	上 沢 謙 一
観光交流推進部長	齋 藤 直 樹
農林水産部長	成 田 澄 人
県土整備部長	新 屋 孝 文
危機管理局長	築 田 潮
国スポ・障スポ局長	出 崎 和 夫
会計管理者	小 坂 秀 滋
教 育 長	風 張 知 子
警察本部長	安 田 貴 司
監 査 委 員	佐々木 知 彦
	教育次長 坂 上 佳 苗
	警 務 部 長 中 村 誠
	監査委員事務局長 松 田 大

○議長（工藤慎康） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議 長 報 告

○議長（工藤慎康） 日程に先立ち、報告事項を申し上げます。

三月三日開催の新幹線・鉄道問題対策特別委員会において委員長の互選を行った結果、委員長に田中順造議員が当選しましたので、御報告いたします。

日程に入ります。

◎ 一 般 質 問 継 続

○議長（工藤慎康） 一般質問を継続いたします。

三十二番夏堀浩一議員の登壇を許可いたします。――夏堀議員。

○三十二番（夏堀浩一） おはようございます。通告に従い、それぞれ所感を述べながら質問をさせていただきます。自由民主党の夏堀浩一でございます。

まず最初に、日本の成長戦略の戦略分野の一つであるフュージョンエネルギーについてであります。

高市早苗内閣総理大臣は、エネルギー安全保障に係るフュージョンエネルギー政策について、拠点形成に向けた挑戦は、国民生活及び国内産業を持続させ、さらに立地競争力を強化していくために、エネルギーの安定的で安価な供給が不可欠であると表明されました。それは、特に原子力やペロブスカイト太陽電池をはじめとする国際エネルギーは重要であるとして、光電融合技術等による徹底した省エネや燃料転換を進め、フュージョンエネルギーの早期の社会実装や、二〇四〇年代には次世代革新炉を目指すと言われておりました。日本列島を、強く豊かに、我が国の総力を挙げて実現していこうという思いでの表明をされておりました。

宮下宗一郎知事は、次世代エネルギーとして期待されている核融合発電に関し、六ヶ所村に核融合原型炉を誘致すると表明されました。日本は現在でもアメリカ、ヨーロッパ、ロシア、中国、韓国などと国際熱核融合実験炉（ITER）計画に参加し、量子科学技術研究開発機構が同村でITER計画の補完や支援などを行っております。当初は六ヶ所村もITER実験炉建設の候補地でありましたが、二〇〇五年に南フランスでの建設が決まり、現在進行中であります。原型炉は、実験炉の次に

建設される装置に位置づけられています。

知事は、記者会見で、青森県はフュージョンエネルギー拠点形成への挑戦を本格的に始動していきたいと強調され、誘致を目指す理由として、経済の起爆剤となることや、国内外から技術、投資、人材を集めることにつながる点を挙げて、フュージョンエネルギー産業は裾野が非常に広いので、地域に大規模な雇用を創出する可能性があるということがありました。

私も、二〇一六年ですが、自民党会派の県議団でフランスで建設中のITERを調査してきましたことがあります。当時でもかなり建設は進行していましたが、それでもなお遅れているという状況であつたと伺っております。

そこで、政府は、核融合発電について、世界に先駆けた二〇三〇年代の実証を目指しているとされており、日本の製造業が持つ技術的強みを核融合分野に集約し、国際競争力を強化する戦略が重要だとも言われています。近年、国際情勢も著しく変化しており、隣国である中国、ロシア等とは様々な緊張が生じて、社会的にも経済的にも不安な要素を帯びており、安全保障政策としてしっかりエネルギー対策を講じなければ難しい情勢であると思います。そこで、本県においても、県民全体の意識をさらに高めて、取組を国と強力に連携して、より一層加速し、推進しなければならぬものと思います。

政府によると、総額一兆円規模の投資を検討しており、産業界、医療、農業など、様々な機関との連携強化を図っていくこととされており、既に立地されている量子科学技術研究開発機構の六ヶ所フュージョンエネルギー研究所を中核とする研究開発体制は、基礎研究から実用化まで一貫した技術開発を可能とする日本固有の強みでもあるとされており、

本県において直面する課題は若年層の県外流出で、進学や就職を機に本県を離れる若者が多く、その理由として、希望を持って働き、挑戦で

きる高付加価値の次世代産業の受皿が不足しているというのが現実だと思えます。

そこで、むつ小川原地域の広大な土地を活用して本県経済基盤を強靱化するためにも、エネルギー政策にとどまらず、最先端技術に触れ、高所得な雇用を得られ、若者の県外流出に歯止めがかかる、まさに若い人たちが残り、戻ってくる産業を目指さなければならないものと思えます。それが究極の地方創生、成長戦略となるものと思えます。県民全体の意識をさらに高めて、強く豊かな日本再生への大きな架け橋にするべきと考えます。まさに青森新時代への新たな挑戦であります。

そこでお伺いします。

一点目として、エネルギー安全保障上、産業振興上重要であるフュージョンエネルギーに関して、県が目指す姿についてお伺いします。

二点目として、フュージョンエネルギーによる産業振興に向けた取組についてお伺いします。

三点目として、フュージョンエネルギーに関する人材確保の取組についてお伺いします。

次に、食料安全保障における本県の農業振興についてであります。

政府は、我が国の農業をめぐる情勢が大きく変化していることを受けて、令和六年六月に、食料・農業・農村基本法を制定してから四半世紀ぶりに改正し、閣議決定した新たな基本計画では、平時からの食料安全保障が明確に掲げられ、初動五年間で農業の構造転換を集中的に推進する方針が示されました。食料安全保障の確保のためには農業生産の増大を図ることを基本とし、生産者が安定的な収入を確保して、農業が産業として継続していくための施策を実施し、農業の持続的な発展を実現することが重要だと思えます。

さて、昨年十二月に公表された令和六年農業産出額において、本県は過去最高の四千百十九億円で、初めて四千億円を超え、全国順位も前年七位から五位に上昇したほか、東北では二十一年連続で一位となりまし

た。さらに、全国の現在の食料自給率は、カロリーベースではありますが、三八%であるのに対し、本県の食料自給率は令和五年で一・三%、都道府県別でも全国四位と、日本の食を支える国内有数の食料供給県として大きく貢献しています。

しかしながら、農業就業人口の減少と高齢化により、担い手や後継者不足が深刻化しているほか、農地の維持管理や集落営農の継続が難しくなっているなど、本県の農業は厳しい状況に置かれております。食料安全保障の確保には食料自給率を高めることが必要であり、人、農地等の資源をフル活用することが求められます。

本県の農業においても、個人、法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手の育成、確保や、労働力不足に対応したＡＩの活用やスマート農業技術の導入を促進する農地の大区画化による生産コストの低減を図ることが重要と考えます。

そこでお伺いします。

一点目として、生産コストの低減に向けた農地の基盤整備について、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

二点目として、担い手の確保、育成に向けて、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

次に、野生鳥獣被害対策についてであります。

私は子供の頃、私の母が札幌出身でありますので、その亡き母より聞いた話では、ヒグマは人を襲うことがあるが、ツキノワグマは人を襲わないと聞いておりました。環境省によると、四月から十月の熊による死傷者数は百九十七人に上ることから、クマ被害対策パッケージを取りまとめたとされておりました。

昨春秋、過去最悪の人身被害をもたらした熊の対策には、過去最大となる六十二億円を充当することとなり、十一月に策定した政府の対策パッケージに基づき、個体数の推計やドローンなどを用いた対策の研究を行うほか、狩猟免許を持つ自治体職員（ガバメントハンター）の雇用、

育成などに活用できる交付金を拡充されたと報道されております。

全国で相次ぐ熊被害を受け、それに対応し、民間の損害保険会社では緊急銃猟制度に関し自治体の支援に乗り出すことが明らかになったと伺っております。熊を駆除する際のマニュアルづくりや訓練の実施計画策定を有償でサポートして、地域住民の安全確保につなげるということでありました。緊急銃猟は、改正鳥獣保護管理法に基づき、市街地に出没した熊に対し、市町村の判断で発砲できる制度であります。ただし、重要なことは、ハンターの確保や自治体側のノウハウ不足が課題となっているという声もあり、緊急銃猟時のチェックリストや発砲後の原状回復、損失補償の手続などの流れを盛り込んだひな形を提供し、マニュアル作成を支援するというところで伺っております。住宅に発砲被害が出る可能性があるといったシナリオを作成したり、それを想定した訓練の実施計画も策定するということであり、駆除に対する苦情対応の講習も行うという方針で、昨年十二月から火災保険会社や損害保険会社などを通じて販売することになったということがあります。マニュアル策定支援や訓練支援を、それぞれ市町村の熊対策について助成もするということがでした。

そこで、本県の昨年の熊被害は、目撃件数で過去最多、人身被害件数も過去最多に並ぶなど、異例の事態となりました。また、秋田県などでは熊が建物に立て籠もるなど対応が難しい事案が多く発生し、昨年九月施行の市町村による緊急銃猟制度を活用した捕獲が頻繁に行われる事態となりました。今年になっても冬眠していないのか、二月になって子熊が発見されました。

このような中で、県は二月にツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージを公表し、熊に限らず、鹿やイノシシなど、増加する野生鳥獣対策に積極的に対応することとしております。

そこでお伺いします。

一点目として、ツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージの概要に

について伺います。

二点目として、今後のツキノワグマ対策においては、麻酔吹き矢や麻酔銃の担い手の確保が必要と考えますが、県の取組について伺います。

次に、市町村のスポーツ施設整備への支援についてであります。二月二十八日の報道で詳細について発表済みでしたが、通告はしていませんので、あえて質問させていただきます。

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会が一月三十一日から二月十七日まで、県内を会場として開催されました。そして、本年十月には天皇陛下の行幸啓があり、四十九年ぶりに本県で開催される第八十回国民スポーツ大会本大会と、第二十五回全国障害者スポーツ大会が開催されます。さらに、サッカーJリーグのヴァンラーレ八戸がJ2に昇格するなど、今年は県民にとってこれまで以上にスポーツが身近な存在となる一年となります。県民がスポーツに親しむことにより、健康増進による平均寿命の延伸など、本県の重要課題の解決に寄与することが期待されるとともに、県出身選手やチームを県民が一体となって応援することにより、感動の共有や連帯感が生まれ、新たな青森県をつくり出す力となることが期待されます。

しかしながら、一方では、各市町村が設置しているスポーツ施設は老朽化が進んだ施設も多く見られ、厳しい財政状況の中、改修費用の捻出に苦慮している市町村も数多くあるとお聞きしております。広域的な利用が見込まれる施設に関しては、当該地域全体で相互連携して支えていくということが必要であるかと思えます。また、地域の振興や人的交流、教育的要素が高い冬季のスポーツ振興や冬場の体力づくりと、大いに地域全体に好影響を及ぼすものと思われれます。

そこで、例えばアイスホッケーの全国大会の会場としても利用されてきました私の住む南部町のふくちアイスアリーナは、多額の改修費用が必要とされたため、町が一度運営継続を断念したところですが、宮下知

事の御英断をいただき、改修のめどがつき、南部町民をはじめ、町長、町議会にとつて極めて朗報となりました。

当アイスアリーナは、近隣の市町村のアイスホッケー選手の試合、練習や、全国の大学のアイスホッケー練習、合宿所であったり、まさに今、注目されている花形でありますフィギュアスケート選手の練習場所ともなっております。もし完全廃止となれば、八戸圏域をはじめ、広域的なスケートリンク場の確保が大きな課題となったものと思われました。そこで、今回改修により、今後の問題として、ふくちアイスアリーナの改修が進められれば、八戸市を中心とした圏域で運営経費をも支援する協議が進められると伺っております。

このような中、県では、広域的な役割を持つスポーツ施設の整備、改修に対して、来年度から新たな支援制度を創設することです。

そこでお伺いします。

一点目として、県はどのような考えで市町村のスポーツ施設の整備に対する支援を行うのかお伺いします。

二点目として、県の支援制度の内容についてお伺いします。

次に、本県における旅券発給の状況についてであります。

今年の夏ダイヤから青森—ソウル線や青森—台北線の増便が決定したということで、今後、本県を訪れるインバウンドが増えるだけではなく、海外旅行やビジネスチャンスの拡大、人材交流など、県民の皆様が様々な目的で本県から海外へ行く機会が増えることは大変喜ばしいことと思えます。

そこで、海外に行くに当たって、当然のことではありますが、パスポートが必要となります。県民の渡航機会を確保し、安心して出発できるように、申請に対し、適切かつ速やかに旅券を発給することが重要でありますが、県民から旅券の交付までに以前より時間がかかるようになったと聞くことが多くなりました。

少し前の話になりますが、令和五年に国のデジタル社会推進に伴い、旅券のオンライン申請が開始され、昨年三月には新たな旅券の発給が始まったとも聞いております。こうした動きが県民の皆様にとどのように影響を与えているかを確認したいと思い、質問いたします。

令和七年三月の旅券発給制度改正の主な内容と、本県における改正の効果について伺います。

次に、県民サービスのDXにおけるキャッシュレス化の推進についてであります。このことについても、二月二十八日の報道を私も見ました。公金収納キャッシュレス化についてであります。

県内コンビニをはじめ、飲食店や自動販売機までもほとんどがキャッシュレス決済であります。一方で、ワクチン接種等の手数料は収入証紙で支払うこととなっており、収入証紙の購入の手間や支払いのために窓口に向く手間があり、大変な負担となっているとの話を聞いております。ほかの多くの自治体ではオンラインで支払いができる仕組みや、窓口でクレジットカード等により支払いができる仕組みが導入されていると聞くところです。本県におけるこうした取組は遅れているのではないかと感じております。窓口に向く必要がなく、スマートフォンで支払いができること、窓口に向いたとしても、収入証紙を購入せずにクレジットカード等で気軽に支払いができること、こうした仕組みができることは、県民サービスの利便性向上を一層推進するとともに、早急に進めていくべきものと考えます。

そこでお伺いします。

一点目として、公金収納のキャッシュレス化に向けた取組状況について伺います。

二点目として、キャッシュレス化の進展を踏まえた今後の証紙制度の在り方について伺います。

次に、馬淵川における国土強靱化の取組についてであります。

気候変動による水災害の激甚化、頻発化に伴い、自然災害に強い国づ

くりとして、堤防等の整備強化、防災情報の発信、防災訓練への参加など、国土強靱化の取組が推進されております。大雨特別警報、氾濫発生情報などの防災気象情報は、市町村が行う避難情報の発令や住民の自主避難の判断材料としてその重要性を増しており、住民自らが防災気象情報の意味を理解しておくことが速やかな避難につながると思います。

しかし、先日の青森県東方沖地震では、後発地震注意情報が国内で初めて発表され、多くの県民からの戸惑いの声が上がりました。名称や警戒レベルを統一する改正を行ったとの報道発表がありました。後発地震注意情報を教訓として、県民が事前にその内容がある程度理解しておくことはとても大切だと思います。

そこでお伺いします。

一点目として、河川に関する防災気象情報の改正の内容について伺います。

次に、毎年のように豪雨で河川が氾濫し、家屋の浸水や農地の冠水などの被害が全県を通じて発生しております。私の住む南部町をはじめ、三戸町、田子町は、馬淵川の本流をはじめ、支流である如来堂川、猿辺川、熊原川、杉倉川も氾濫や土砂災害が頻発しております。この豪雨災害を未然に防止し、県民の安全・安心な暮らしを確保するためには、河川整備の促進や流下阻害となっている堆積土砂の解消が重要であると考えているところであります。

そこで、二点目として、馬淵川の河川改修の進捗状況について伺います。

次に、高校教育改革についてであります。

急速な少子化の進行や産業構造の変化、デジタル化の進展など、社会を取り巻く環境は大きく変化しております。とりわけ、地方においては、人口減少と地域社会の担い手不足が深刻化する中で、高等学校の果たす役割はこれまで以上に重要になっていると考えております。高校は、単に進学や就職の準備段階という位置づけにとどまらず、地域の将来を支

える人材を育成し、地域社会と共に発展していく存在であります。

こうした中、先般、国において、高校教育改革に関する基本方針を示し、少子高齢化や生産年齢人口の減少等に対応した高等学校教育の在り方について方向性を整理したところであります。今後、各都道府県においても、この基本方針を踏まえた取組が求められることとなります。

本県においても、これまで、高等学校教育改革に取り組んできたところではありますが、国の方針をどのように受け止め、どのように具体化していくのが問われているものと考えます。

そこでお伺いします。

一点目として、国が示す高校教育改革に関する基本方針の概要についてお伺いします。

二点目として、高校教育改革に関する基本方針を踏まえ、県教育委員会ではどのように対応していくのかお伺いします。

最後になりますが、県立三戸高等学校の活性化についてであります。地域校である三戸高等学校では、急速な人口減少という厳しい社会情勢の中、募集停止に向けた基準に該当しないように、学校、自治体、関係団体等が一体となり、地域と共にある学校として魅力づくりに取り組んできました。また、学校の活性化に資するために令和五年度より全国からの生徒募集を実施しており、多様な価値観を持つ生徒の受入れも積極的に進めております。

そこでお伺いします。

一点目として、全国からの生徒募集を導入している県立三戸高等学校における令和五年度から令和七年度までの県外生徒の入学状況についてお伺いします。

三戸町においては、独自の取組として、三戸高校魅力化プロジェクトで三戸高等学校を支援しております。その一つとして、魅力化コーディネーターを配置し、三戸高等学校の魅力発信や学校内外における高校生の活動の企画、支援などのほか、全国からの生徒募集により県外から入

学した生徒に対し、親代わりとなって安全・安心な生活が送れるよう支援しております。魅力化コーディネーターの熱心な取組が三戸高等学校の魅力を高めていると言っても過言ではないと思います。

そこで、二点目として、三戸町において任用している三戸高等学校の魅力化コーディネーターは、三戸高等学校の活性化に貢献していると考えますが、県教育委員会の見解をお伺いします。

魅力化コーディネーターについては、任用期間があるため、次期担当するコーディネーターの適任者が見つからない、また、人件費についても三戸町が負担している状況であり、この取組が持続可能であるためには、県教育委員会としてもサポートする必要があると思います。

そこで、三点目として、三戸高等学校の活性化に向けた取組を進めるためには、県の関与や支援が必要と考えますが、県教育委員会の見解をお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。夏堀浩一議員にお答えいたします。

私からは、まず、フュージョンエネルギーに関して、県が目指す姿についてお答えいたします。

県では、今年度、青森フュージョンエネルギー拠点形成戦略の検討を重ねてきており、これまでの取組の作業を踏まえ、フュージョンエネルギー拠点形成の目指す姿として、世界に先駆けたフュージョンエネルギーの実用化と、技術体系や社会受容の世界モデルの構築に貢献し、産業化の国際競争を制するイノベーション中核拠点としたいと考えております。

昨年六月、国のフュージョンエネルギー・イノベーション戦略の改定や日本成長戦略における十七の危機管理投資、成長投資の戦略分野の一つにフュージョンエネルギーが選定したことを好機とし、そして、本県

がエネルギー関連施設の集積地であり、かつ広大な開発用地を保有している優位性を生かし、日本の次世代エネルギー産業を担い、世界をリードするフュージョンエネルギーの中核を担う拠点の形成を目指すものであります。

なお、本県へのフュージョンエネルギー拠点形成に向けた戦略について準備が整いましたので、明日、慶應義塾大学フュージョンインダストリー研究センターセンター長の武田秀太郎同大大学院准教授と共同で記者会見を実施し、公表する予定としております。

続きまして、生産コストの低減に向けた農地の基盤整備について、県はどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

県では、青森新時代「水土里づくり」強化プランにおいて、令和六年度から五か年で千ヘクタールの水田を整備する目標を掲げ、生産性の向上や維持管理の省力化など、生産コストの低減に向けた農地の基盤整備を進めております。

今年度は、二十六地区、約百七十ヘクタールの圃場で自動走行トラクターなどのスマート農業技術活用に向けた農地の大区画化や、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化などに取り組んでおります。

続きまして、ツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージの概要についてお答えいたします。

県が策定したツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージでは、人身被害や出没件数、農作物被害の減少、野生鳥獣が侵入しにくい集落づくり等を基本目標に、ゾーニング管理の推進や捕獲圧強化等に向けた取組を強化していくこととしております。

今後、市町村、猟友会、住民、企業等との連携、協力により、鳥獣被害対策を進めていきますが、県としては、全庁挙げて総合的に対応するための鳥獣被害対策本部等を新たに設置するとともに、各農林水産事務所に市町村等を支援する鳥獣被害対策支援チームを設置し、県民目線、

生産者目線での効果的な対策を講じてまいります。

続きまして、市町村のスポーツ施設の整備に対する支援の考え方についてお答えいたします。

スポーツは、世代を超えて、にぎわいや交流、コミュニティの形成を生み出すとともに、地域への誇りや愛着の醸成にもつながる大きな力を持っています。

私は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催を契機として、子供たちをはじめ、県民の誰もがスポーツに親しめる環境を整えることで、スポーツの持つ力を県内各地に広げていきたいと考えております。

そこで、市町村からの要望等を踏まえ、広域的な拠点性等の観点から機能の維持、確保が求められる重要な公共スポーツ施設の改修等について、市町村を支援する制度を創設し、県全体のスポーツ環境の維持、確保を図り、地域の活性化につなげてまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 公金収納のキャッシュレス化に向けた取組状況についてお答えいたします。

青森県行財政改革大綱では、県民サービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、県民サービスのDXの取組の一つとして、使用料、手数料などの公金収納においてキャッシュレス決済を導入することとしており、指定管理者制度を導入している施設等において、順次導入してきたくところでございます。

さらに、県の行政窓口等においてキャッシュレス決済を幅広く導入するためには、全庁的な仕組みを構築していく必要があることから、今月から行財政改革推進本部の下に三つの分科会を設置し、課題の洗い出しや業務プロセスの見直し等を行いながら、早期の導入に向けて取り組んでまいります。

○議長（工藤慎康） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（松木久義） 市町村のスポーツ施設整備への支援の内容についてお答えいたします。

県では、市町村が実施する公共スポーツ施設の機能の回復及び向上を支援する青の煌めきスポーツ施設整備事業費補助を来年度から実施したいと考えております。

具体的には、整備に係る実施設計及び工事に要する経費を対象に補助率を三分の二以内とし、広域拠点性、必要性、持続可能性、地域振興の観点から選考することとしています。令和八年度は、南部町のふくちアリーナの改修に係る実施設計の費用への支援を見込んでおります。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 三点お答えいたします。

まず、フュージョンエネルギーによる産業振興に向けた取組についてでございます。

今年度、県が設置いたしましたアドバイザー会議の委員からは、フュージョンエネルギーは自動車産業に匹敵する、あるいはそれ以上の雇用を生み出す夢のある分野であり、地域に根差した形で産業の創出が期待できるなどの発言がございました。

県といたしましては、若年人口の県外流出という課題解決のため、フュージョンエネルギーを新たな産業として捉え、県内企業の参入可能性も含め、来年度は実効的なプランを検討するとともに、トップセールスなど企業誘致活動にも取り組むこととしております。

次に、フュージョンエネルギーに関する人材確保の取組についてでございます。

フュージョンエネルギーによる拠点形成に向けては、次世代エネルギーを担う人材の育成、確保が重要でございます。そこで、新たに国内大学や研究機関の協力を得て、県内大学や高等専門学校などにおけるフュージョンエネルギー関連分野の人材の裾野拡大を図るなど、この分野を支える実効性の高い人材育成活動を進めていくこととしております。

最後に、ツキノワグマ対策として、麻酔吹き矢や麻酔銃の担い手の確保についてでございます。

昨年、東北各地で建物や商業施設にツキノワグマが立て籠もり、銃猟による捕獲ができない膠着状態となり、麻酔吹き矢などにより捕獲した事例が複数発生しております。

県では、獣医師免許を所持されている方々の協力を仰ぐなど、状況に応じた様々な方策を検討し、麻酔吹き矢等の担い手確保に向けた環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 旅券発給制度改正の主な内容と本県における改正の効果についてお答えいたします。

国では、昨年三月に、旅券の発給について、偽造・変造対策の強化を目的に、国立印刷局で集中的に作成する方式に改めるとともに、全ての都道府県でオンライン申請できるよう、制度改正を行いました。

これにより、国立印刷局が作成した旅券を各都道府県に配送する時間が新たに必要となり、本県では申請受理から交付までの期間が、県庁の窓口では七開庁日、その他の窓口では十一開庁日程度を要することとなり、改正前に比べて二日から四日程度長くなりました。

一方で、この改正に伴い、オンライン申請の場合には戸籍謄本の提出が不要となったほか、窓口申請に比べて手数料が安価になるなど申請者の負担が軽減され、本県では、改正前は約一二％であったオンライン申請の利用率が、改正後は約三五％となりました。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 農業の担い手確保、育成に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、農業の担い手確保に向けて、営農大学校における農業経営者の養成に加え、首都圏の農業フェアへの出展や、県内の農業高校生を対象とした雇用就農説明会の開催、農業情報サイト「農なび青森」による

就農情報の発信などに取り組んでいます。

また、今年度からは、就農希望者を県内の農業法人に派遣し、終了後に当該法人への就職を促進するトライアル就農を開始したほか、企業を新たな担い手と位置づけ、農業参入の支援策を強化しています。

一方、担い手の育成に向けては、普及指導員等による個別指導や専門家派遣を実施しているほか、経営力の向上を図るためのあおり農業経営塾やグローバル化に対応するための海外研修などを行っているところです。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 馬淵川における国土強靱化の取組に関する二つの御質問にお答えいたします。

まず、河川に関する防災気象情報の改正の内容についてでございます。

今般の防災気象情報の改正のうち、河川に関しては、市町村ごとの洪水警報・注意報を取りやめ、馬淵川などの比較的大規模な河川についてのみ河川氾濫に関する警報、注意報を発表することとされ、これにに応じて住民が取るべき行動を示すことになりました。例えば警戒レベル五、氾濫特別警報が発表された場合は、住民の皆様は命の危険があることから、直ちに身の安全確保のための行動を呼びかけられることになりました。

また、比較的大規模な河川以外の河川の氾濫については、大雨に関する警報、注意報として発表されるとともに、危険な場所からの全員避難を促す警戒レベル四、大雨危険警報の区分が新たに追加されました。

なお、これらの改正は、今年の出水期からの運用を予定しています。次に、馬淵川の河川改修等の進捗状況についてお答えいたします。

馬淵川では、平成二十五年の台風十八号により甚大な浸水被害を受けた中流部の南部町及び三戸町において、平成二十六年度から堤防整備などを行う広域河川改修事業を進めています。

今年度は、馬淵川の南部町門前地区、駅前地区及び支川である熊原川の三戸町関根川原地区で堤防の工事を実施しており、これらのうち、門前地区が今月で完成予定です。

また、防災・減災、国土強靱化対策として、南部町虎渡地区及び大向地区など七か所において、堆積土砂の掘削や雑木伐採を実施しています。

引き続き、馬淵川流域における河川改修等を順次着実に進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 会計管理者。

○会計管理者（小坂秀滋） キャッシュレス化の進展を踏まえた今後の証紙制度の在り方についてお答えいたします。

収入証紙制度については、昭和三十九年に現行の証紙条例が制定されて以来、許認可申請窓口における手数料徴収の際の現金取扱事務がなくなり、現金亡失事故等の防止に大きく貢献してきたところです。

しかしながら、近年では、キャッシュレス決済を利用した手数料等の納入方法の導入に合わせて、昨年九月現在で十三都府県が収入証紙制度を廃止しています。

こうした中、本県でも公金収納のキャッシュレス化を推進しているところであり、許認可申請の際のキャッシュレス決済等に対応できる仕組みを構築することとしています。

これを機に、キャッシュレス決済を利用できない方への代替手段を講じた上で、遅くとも令和十一年度には収入証紙を廃止したいと考えております。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問五点についてお答えします。

まず、国が示す高校教育改革に関する基本方針の概要についてです。国の高校教育改革に関する基本方針においては、社会変化に対応する高校教育を実現するため、AIに代替されない能力や個性の伸長など三

つの視点を重視しながら、さらなる高等学校改革を進めることとしていきます。

また、国による高校教育の充実に向けた支援として、都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画を実現できるよう、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することとしています。さらに、当該交付金等の構築に先立ち、パイロットケースとして、先導的な学びの在り方を構築する高校を創設するため、都道府県に造成する基金により支援することとしています。

その上で、二〇四〇年までに達成を目指す目標として、地域の産業界等と連携、協働した取組を行う専門高校や文理横断的な学びに取り組む普通科高校をそれぞれ一〇〇%とすることなどを掲げております。

次に、高校教育改革に関する基本方針を踏まえた対応についてお答えします。

文部科学省では、公立高等学校等における教育改革を推進するため、都道府県が行う基金の造成に必要な経費に対し、補助金を交付することとしています。このため、県教育委員会では、補助金を受け入れる当該基金を設置し、これを活用しながら、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成など、三つの類型に関する先導的な取組を行う拠点の創出に取り組むこととしています。

なお、先ほど申し上げた高等学校教育改革実行計画や交付金については、詳細が示されていないことから、国の動向を注視し、対応していきたいと考えております。

次に、全国からの生徒募集を導入している三戸高等学校における令和五年度から令和七年度までの県外生徒の入学状況についてお答えします。

全国からの生徒募集については、青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画において、県外から目標を持った生徒を受け入れ、入学者数が定員に満たない高等学校の活性化を進めるため、高等学校が所在

する市町村の意向等を踏まえながら実施することとしており、三戸高等学校における県外生徒の入学者は、令和五年度が二人、令和六年度が三人、令和七年度が二人でした。

次に、三戸町において任用している三戸高等学校の魅力化コーディネーターに係る見解についてお答えします。

三戸町においては、三戸高等学校に対して町独自に支援するため、同校の魅力化コーディネーターとして、地域おこし協力隊員を任用しております。

コーディネーターの活動により、三戸高等学校と地域をつなぐコーディネートにとどまらず、部活動や全国からの生徒募集への協力、SNSを通じて情報発信などが行われ、三戸高等学校の活性化、魅力化につながっているものと認識しております。

次に、三戸高等学校の活性化に向けた取組に係る見解についてお答えします。

県教育委員会では、三戸高等学校を含む全国からの生徒募集を導入している高等学校の魅力は、県外生徒に発信するため、広報活動の充実に努めております。具体的には、全国からの生徒募集を実施している高等学校が一堂に会して、各校の魅力を発信する全国規模の合同説明会へ参加するための支援を行うほか、パンフレットや広告媒体により県外に広く発信しております。

さらに、効果的な情報発信の方策等についてノウハウを持つ外部人材を活用し、学校が県外中学生やその保護者に向けて行う魅力発信やSNSを活用した効果的かつ継続的な情報発信等を支援しております。

○議長（工藤慎康） 夏堀浩一議員。

○三十二番（夏堀浩一） それでは、再質問が三つ、それから要望を二つしていきたいと思います。

まず最初の再質問になりますが、フュージョンエネルギーに関する人材の確保、先ほど御答弁をいただきましたけれども、冒頭から申し上げ

たとおり、県内の若者たちが定着するためにも、また、県外流出の歯止めをするためにも、そういう意味では、知事もこのフュージョンエネルギーに対し、積極的に取り組みたいという話がありました。それは非常に大事なことで、重要なことだと私も認識しておりますし、各県内の国公私立大学、高等専門学校、また、工業高校を含めて、学生、生徒にはインパクトがあるものと思うわけでございますが、どのような形で人材確保というものを考えていくのか具体的に取組があれば教えていただければと思います。お伺いします。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） フュージョンエネルギーという次世代のエネルギーを担う人材の育成、確保のためには、やはり県内大学や高等専門学校における関連分野の将来的な産業・研究人材の裾野の拡大を図るためのこれまでにない取組が必要だと考えております。

また、将来的にはフュージョン発電プラントを運転していく上で重要となる技術者や技能者の育成もまた必要だと考えております。

こうしたことにつきまして、関係する方々の御意見なども踏まえながら、今後、具体の検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 夏堀議員。

○三十二番（夏堀浩一） 非常に大事なところだと思いますので、ある意味、これはちよつと大きな話になりますけれども、県立の大学をつくるとか、フュージョンエネルギーに特化した大学を誘致するとか、もしくは、今ある私立大学を含めて統合した形で大きな大学に仕上げていくということも視野に入れてみてはいかがなものかと思っております。でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、農業の担い手の確保、育成に向けての取組ということでございますけれども、例えば営農大学などで取組をしているというのを情報発信する必要があるかと思えますけれども、大学校に通学している学生さんには非常に分かるんですけども、その他の、いわゆる県民の皆さん

ん全体に対して、どういう勉強や取組を大学校でやっているかという情報発信が乏しいのかなというところがあつたり、もう少し情報発信を強みにしていくべきではないかと思うわけでございます。

さらに、食品関係企業と非常に連携したいということも、先ほど話がありましたけれども、連携しているところもありますので、商品化を含めて、営農体験を含めて、そういうアプリをきちんと作成してマッチングして、マッチング求人等に加えて、そういう情報を発信するという取組を常に強化していただきたいと思うわけでございます。

また、今、最近ちよつと言われているのは、自衛隊員の退職後の就職支援ということが、先般、小泉防衛大臣と退職予定の自衛官の対談があつたり、そういうようなことを私も見聞きしたんですけども、そういう意味では農業に興味を持っているという方も非常にいらっしゃるようでございますし、また、JAだとか、自治体、もしくは自治体職員の副業的な営農、弘前市でもリンゴの営農というのも副業的にやっていたということもお聞きしていますけれども、そういうことを含めて、SNSやITやAI等を活用して、スマート農業への興味、関心を深化させるということが非常に大事だと思いますけれども、その辺の取組についてお伺いします。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） まず、マッチングアプリについてでございますが、現在、民間のマッチングアプリに関しまして、一部の市町村やJAで既に活用促進に向けた取組が進められておりまして、県では、そのアプリの利用方法であったり、活用事例についての研修会を開催するなど、他の地域にも活用が広がっていくよう、取組を進めてまいります。

また、退職予定の自衛官についてでございますが、こちらの就農促進については、今年度、国から協力依頼の通知があつたことを受けまして、自衛隊青森地方協力本部に対しまして就農情報の提供を行ったところ

でありまして、今後は自衛官の再就職に向けた説明会や個別相談などで連携の強化を図っていくこととしております。

○議長（工藤慎康） 夏堀議員。

○三十二番（夏堀浩一） ぜひそれを県民の皆さんが情報共有をするということが私も大事だと思いますので、特に農家の皆さん方は、どうしても今すぐ必要なときがあったり、急に休まれたとか、急に人が不足したということが特に果樹の生産の場合は多いんだと思いますけれども、そういうようなことも含めて、民間のアプリもそうなんですけれども、県のほうもそういう周知徹底をしていたければ、若い人たちのほうがむしろそういう情報は早いんでしょけれども、そういうこともしていただければ、逆に採用する側でも活用できるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、県立三戸高校の魅力化コーディネーターに関してでございますが、いわゆる三戸町独自でコーディネーターを雇用して、協力隊を使いながらいろいろとコーディネートしてもらっているという現実があるわけでございますが、今まさにそのコーディネートをしていただいている協力隊員の方の期間が満了になって退職をなさるという中で、それを引き続きやっていくというのは非常に厳しい状況にある中で、やはり三戸町として独自に取り組んだ魅力化コーディネーターでございますけれども、それに対してどうしても財政的な裏づけがないと厳しい状況だということでありまして、先ほど国のほうの高校教育改革は様々な交付金等々があるようでございますので、そういうコーディネーターに関して活用できる部分があれば、それを積極的にサポートしていくということが私は必要ではないかと思うわけでございまして、やはり地域校という――今度は地域共育校というんですかね、そういうふうになっっていくわけでございますが、大変地域に根差した高校でありますので、市町村に任せるばかりではなくて、県の教育委員会としても、きちんと魅力化のためのサポートを私はするべきだと思いますけれども、お伺いいた

します。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、本県では、全国からの生徒募集に関して、導入校のさらなる特色化、魅力化を図り、効果的な情報発信を行う等により、県外生徒の入学の促進につなげるため、これらのノウハウを持つ外部の知見を活用しながら取組を支援しております。

魅力化コーディネーターにつきましては、ありがたい存在とは思いつつも、現段階では必置でないこともあり、これまでと同様の対応で考えております。

○議長（工藤慎康） 夏堀議員。

○三十二番（夏堀浩一） 今までと同様ということとは、何もしないということなのね。それではあんまりではないかと思うんですけれども、やっぱり再度、私はお伺いします。

やっぱりそういうことに対しては、県教育委員会も一緒に寄り添っていくということが私は大事だと思うんですよ。自治体も高校がなくなっていく、閉校するということは非常に忍びないということでは、そうとをやるようになったという中でありますので、その辺のところは、そういう同じような、繰り返しではなくて、少しずつ進んでいくような形で、その自治体に寄り添うということを考えていかないと、県の教育委員会としても、市町村教育委員会もこれはなかなか難しくなっていくんじゃないですかね。その辺のところ、教育長、答弁をお願いします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） おっしゃるとおりだとは思っていますが、今後こういった支援ができるのかも今後検討してまいりたいと思います。

○議長（工藤慎康） 夏堀議員。

○三十二番（夏堀浩一） オウム返しのように返していただくのはいいんですけれども、ぜひともその辺は寄り添っていただくような形で、三

戸町ともより連携を深めていただくことを私から強く要望いたしたいと思っております。

あと、若干要望がありますけれども、旅券のオンライン申請のことでございます。

大変すばらしいことだと思っております。当然セキュリティの面もありますので、今、海外ではいろんな事件、事案もございますので、確かにそういう意味では時間がかかるというのは分かります。ただ、いずれにしても、それを県民に分かりやすく、より丁寧に周知していただくようお願い申し上げます。

以上で要望を終わります。

なお、執行部並びに県職員の皆様のうち、三月で退職される職員や、これから新天地で活躍される予定の皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

知事から、昨日の田名部定男議員の一般質問に対する答弁について訂正の申出がありますので、発言を許可いたします。——知事。

○知事（宮下宗一郎） 昨日の田名部議員からの主食用米の生産振興に関する御質問に対しての答弁の中で、「超・低コスト米」の生産実証について、十アール当たりの生産コスト七千円以下を目標とするとお答えいたしました。正しくは、十アール当たりではなく、六十キログラム当たりでございます。

訂正させていただき、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○副議長（齊藤 爾） 一般質問を続行いたします。

三十四番今博議員の登壇を許可いたします。——今議員。

○三十四番（今 博） 立憲民主・無所属の会の今博でございます。通告に従って質問してまいります。

まずは、二〇四〇年問題を見据えた課題への対応についてです。

二〇四〇年問題とは、人口減少と少子高齢化が二〇四〇年前後に一段と進み、社会の仕組みに様々な影響が及ぶとされている課題です。報道などでも公共サービス提供への懸念や自治体の財政負担増など、様々な角度から取り上げられています。特に団塊ジュニアの世代が高齢期に入り、高齢者人口が急増する一方、働き手となる生産年齢人口の大幅な減少が見込まれています。その結果、医療や介護サービスの需要が高まるにもかかわらず、支える側の人材や財源が不足するという構造的な問題が言われています。本県でも総人口の減少が続いており、県の基本計画「青森新時代」への架け橋では、本県の人口は二〇四〇年までに百万人を下回り、約九十万人以上まで減少するという推計もあります。

こうした中、二〇四〇年問題は、単なる人口統計の話だけではなく、青森県の地域社会を今後どのように維持し、持続可能な形にしていくのかという重要なテーマであると考えています。

そこで、二〇四〇年問題に関する課題への対応について、各分野で幾つか質問をさせていただきます。

まず、市町村の公共サービス提供体制の維持に係るデジタル技術の活用についてです。

二〇四〇年は現役世代が大きく減少するとともに、地方では首都圏等への移動、定着が進み、地域の担い手確保が問題となります。本県では、県内の市町村職員数も大きく減少しており、市町村の公共サービスを支える人員、財源が縮小する局面が到来いたします。

一方、地域に近い存在である市町村に求められるニーズは多様化しており、加えて、今冬の豪雪への対応など、地域社会の課題に対して市町村に限られた人員や財源の中でどう対応していくかは重要な課題です。

こうした限られた人員、財源の中で、住民サービス、公共サービスの量と質を維持していくためには、これまでの仕組みを見直し、デジタル技術やDXの取組をうまく取り入れることが課題への一助になるのではないかと思います、県としての考えや支援の取組をお聞きしたいと思っております。

そこで、一点目として、市町村の公共サービス提供体制を維持していくためには、デジタル技術の活用が重要と考えますが、県の認識と市町村DX支援の取組について伺います。

続いて、本県における就職氷河期世代の就労支援について質問いたします。

現状、全国で約九百六十万人とも言われる団塊ジュニア世代は、就職活動の時期がバブル崩壊と重なり、新卒の採用者数が激減するなど、就職難に直面した世代でありました。その後、不況は長期化し、多くの方が本意ながら非正規労働者や契約社員、派遣労働といった不安定な職を選ばざるを得なかったものと考えられます。その後も世界的な金融不安などにより、我が国の長期的な経済停滞が続いた結果、団塊ジュニア世代をはじめとする、いわゆる就職氷河期世代は、長期間にわたって経済的な恩恵を受けられず、また、正社員として安定したキャリアを積むことができないなど、厳しい環境を過ごしてまいりました。こうした世代に対して、正規雇用、就労支援により所得の確保につなげていくことが、労働力不足の解消のみならず、今後数十年の納税、社会保障基盤の安定につながるものと考えます。

そこで、本県における就職氷河期世代の正規・非正規雇用の状況について伺います。

また、就職氷河期世代の就労支援について、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

続いて、財政運営について質問いたします。

繰り返しになりますが、二〇四〇年を前に、社会保障需要の増加が見

込まれます。他方で、人口が減少しても道路や公共施設などの維持管理や運営費は比例して減りにくく、従来どおりで全てを維持する前提では立ち行かなくなります。限られた財源の下で本県にとって重要な事業の選択を進めていくためには、今後の財政運営をどのように考えていくのか気になるところであります。

そこで、二〇四〇年問題により、今後、社会保障費の増加が見込まれる中、将来にわたり責任ある県政運営を行っていくためには持続可能な財政運営が必要と考えられるが、知事の考えを伺います。

次に、地域コミュニティの維持・活性化についてであります。

町内会、町会など地域によって呼び方は異なりますが、一定の地域の住民の方々が任意で参加し、地域課題に対応していく地域コミュニティ組織、いわゆる自治会については、住民同士のつながりを基礎に、防災、防犯、高齢者や子供の見守り、環境美化活動など、地域の暮らしに密着した取組を担ってきたところであります。

しかしながら、人口減少、少子高齢化に伴い、そうした自治会への加入率の低下と担い手不足が進む中、その機能は弱体化しており、例えば自治会が管理しているごみ集積所の管理が難しくなるなど、地域住民の生活基盤の維持がさらに厳しくなる状況が懸念され、将来を見据えた対策が必要であると思えます。

そこで、一点目として、県が令和三年度に実施した地域コミュニティに関するアンケートにおける自治会加入率、役員の年代及び地域の問題を伺います。

また、地域の担い手不足が進み、地域の困り事の解決が自治会だけでは難しくなってきたており、自治会で解決できないのであれば、市町村、県なりが地域の困り事の解決に乗り出していくべきではないかと考えるところであります。

そこで、二点目として、地域コミュニティが抱える課題の解決に向けた県の取組について伺います。

次に、道路除排雪における県内の道路管理者間の連携についてであります。

豪雪時の道路除排雪の際、住民にとって道路の管理者が国、県、市町村なのかは問題ではなく、目の前にある通勤や通学に使う道路が通行できるのか、救急車両など生活に欠かせない車両が走行できるのかが重要であります。

一方で、今冬の豪雪では、国道、県道は走行可能な状態であっても生活道路は除排雪が行き届かず、取り残される状況が長く続きました。そこには国、県、市町村の除排雪の体制の違いや、事業者によって生活道路より国道、県道のような幹線道路を優先するような傾向があるということが課題としてあるのではないかと感じています。

そこで、県内の市町村のうち、特に課題があったと考えられる青森市の生活道路の除排雪について取り上げることとし、一点目として、青森市内における国、県、市の除排雪体制について伺います。

続いて、二点目です。今冬のような豪雪の際には各道路管理者間の連携が重要と考えます。国、県、市がそれぞれで除排雪の体制を構築していることは理解していますが、それぞれで体制を構築しているがゆえに、道路管理者間の連携がうまく取れていないのではないかと危惧しております。また、比較的少雪の地域では、除排雪に活用する資機材がだぶつくような状態となり、出勤回数が少なくなれば除排雪事業者の収入が大きく減少するということも考えられます。さらに、国や県が確保する資機材に余裕があれば、それらの活用も想定すべきと考えます。

そこで、二点目として、今冬のような豪雪の際には、降雪エリア内における道路管理者間の連携はもとより、圏域を越えた全県レベルの連携が必要と考えますが、県の取組状況について伺います。

続いて、三点目です。豪雪の際は、国、県、市が一体で生活道路を除排雪する必要があると感じています。今冬の豪雪では、県は青森市、弘前市、五所川原市において代行除雪を行っており、県が市の管理する道

路を除排雪したという点で連携として評価すべきものと思いますが、生活道路の除排雪においては、全体として縦割りではなく、例えば県道の除雪区間に接続するような生活道路である市道を県の除排雪の業者が一体的に除雪するような連携した取組が必要だと思っております。また、このような取組ができていれば、今冬の青森市のような生活道路の除排雪の遅れが長期化し、救急車両の通行も困難になるなど、非常事態とも言えるような状態は回避できたのではないかと考えます。

そこで、三点目として、特に青森市の生活道路においては、二年連続で除排雪の遅れが長期化するなどの問題が発生しているが、市町村の道路除排雪がより迅速に、かつ適切に行われるためにも、今後、県としてどのように関与していくのか伺います。

次に、避難所TKB向上Programの進捗管理と県保有トイレカ―の災害対応車両登録制度(D―TRACE)への登録及び運用についてであります。

「Aomori防災・減災強化Action Program」は、おおむね五年間の重点的な取組として令和七年一月に策定され、現在はその初年度に当たります。県は、避難所環境の改善を進めるに当たり、市町村が国のガイドラインなどを参考に計画を策定することを促すとともに、県として計画策定を支援するための補助制度を講じる考えを示しています。「Action Program」の一つである避難所TKB向上Programに基づき計画を策定し、現場での取組につなげていくことは合理的ですが、立派な計画で終わらせず、策定後の進捗を点検し、必要に応じて見直していくことが重要です。

そこで、一点目として、本年度の計画策定支援補助金により、同年度末時点で市部・町村別に避難所トイレ、衛生に関する計画の策定、またはマニュアル改定を終えた団体数と、外部支援を受け入れる手順の整備を終えた団体数を件数と割合で伺います。また、令和八年度末と四年後の到達目標も伺います。

次に、県保有トイレカーについてです。

内閣府は、令和七年六月から災害対応車両登録制度、いわゆるD―TRACEの運用を開始し、登録車両はD―TRACEにより検索できる仕組みとなっています。県は、従前、国の制度を参考に、県有トイレカーの配置、派遣の優先順位や運用方針を検討し、国の制度と整合を重視する旨を答弁してきました。国の制度が運用開始した以上、県も国制度への登録方針や運用体制を具体的に示す段階に入ったと思います。

そこで、二点目として、県保有トイレカーを国の災害対応車両登録制度へ登録する考えがあるか、登録申請の期限をいつに置るか、登録基準への適合をどのように確認したかを伺います。また、D―TRACEの庁内運用として、照会や要請の受付から調整の確定まで、誰がいつどの権限で動くかを伺います。あわせて、受援、応援の運用を平時に訓練で点検する意向があるか伺います。

次に、トイレカーの派遣についてです。

県は、従前、トイレカーを含む応援、受援の在り方について、市町村と協議しながら検討する考えを示しています。また、県保有トイレカーについて、平時は防災教育センターでの見学により周知啓発を図るとしていますが、災害時に確実に機能させるためには、派遣の判断基準と受入れ条件を明文化し、関係者で共有しておくことが重要と考えております。

そこで、三点目として、トイレカー派遣について、出動の契機を何に置くのか、派遣の優先順位をどの観点で決めるのか、要請が重なった場合にどのように対応、配分するのか、県外から応援を求められた場合にはどう判断するのかを伺います。また、設置場所、給水、清掃、汚水処理に関する受入れ条件を標準手順として文書化する意向はあるのかどうか伺います。

続いて、本県海域における洋上風力発電事業の合意形成と推進体制についてであります。

洋上風力発電事業が計画されている小泊漁港区域の占用許可申請が不許可となった理由について、県は、一昨年九月の一般質問で、調査で使用する機材を載せるやぐらが必要な安全性を確保していなかったためと答弁しています。あわせて、事前相談があった場合は、審査基準に適合しているか確認するとともに、審査基準に合致しているか助言していくとも答弁しています。また、昨年三月の一般質問では、利害関係者による合意形成の有無を申請の要件とはしていないが、十分な合意形成が行われないうまま申請があった場合、審査において課題が残るとも答弁しています。これらの点がよく分かりにくいと思いますので、審査運用を具体化し、申請前段階からの見通しを明確にする必要があると考えます。

そこで、一点目として、小泊漁港区域に係る占用許可審査において、県が確認する合意形成プロセスの最低要件を具体的に伺います。また、協議会などの参加者の範囲、議事録などの記録、懸念事項の整理と解消状況など、提出を求める資料の範囲と位置づけを伺います。あわせて、未充足の場合の取扱いとして、審査保留、条件付許可、不許可の判断分歧と考え方を伺います。

次に、青森県沖日本海の南側・北側案件の進捗についてです。

促進区域に指定された南側案件は、沿岸の漁協、底曳網漁業者会、西北水産振興会などが事業化を受け入れ、令和六年十二月に発電事業者を決定しました。一方で、北側案件は、促進区域の指定に向けた法定協議会の設置には至っておりません。南側案件を受容した漁業団体の中には、北側案件の対象海域でも操業する底引き網漁業者が含まれています。中泊町は、北側案件の進捗と足並みをそろえる考えであり、小泊漁港区域の占用許可の再申請を保留しているということです。つまり、北側案件の停滞の影響が小泊漁港区域の案件にも波及しているということです。

そこで、二点目として、青森県沖日本海南側案件で成立した要因と青

森県沖日本海北側で不足する要件について、懸念事項の把握と解消の観点から県としてどのように整理、分析しているのか伺います。また、青森県沖日本海北側案件の法定協議会について、当面の設置見通しを伺います。

最後に、旅費の支給に係る法人カードの導入等についてであります。

出張、とりわけ海外出張では、航空券、宿泊費などの事前決済が一般的で、災害対応などにより直前の変更や中止も起こります。さきの十月の質疑では、現金による立替払いの回避や、旅行商品、販売方法の多様化を踏まえ、出張時の支払いにおける職員の個人クレジットカードの利用を制限していない旨の答弁がありました。また、職員などの旅費に関する改正条例では、交通費と宿泊費が一体のバック旅行商品を対象とする包括宿泊費が設けられ、内訳にかかわらず、実費支給と整理されています。こうした状況は、決済や精算の分散を招き、証跡確保や会計事務の標準化の観点で課題となり得るのではないかと私は考えております。そこで、一点目として、職員が出張する際の航空券や宿泊費などの支払い方法については、個人のクレジットカードや現金などが考えられますが、出張に伴う交通費や宿泊料金について、職員の支払い方法及び支払い方法ごとの件数について伺います。

次に、旅費精算への法人カードの導入についてです。

十月の質疑で、県は、法人カードによる支払いについて、支払い事務の効率化や経費節減などの効果を見極めながら、今後、対応を検討する旨を答弁しておりました。一方、法人カードを旅費の精算事務に組み込む場合は、特に決済手段を置き換えるだけではなく、誰がどの範囲でカードを使用できるのか、事前承認や上限、使用制限をどう設けるのか、利用後の報告のルールをどのようにするか、会計管理者が確認できる証跡をどう残すのかなど、運用設計が不可欠であると考えます。

また、県は、条例改正後の旅費制度が旅費総額に与える影響について、現行制度は宿泊料が定額支給であり、職員が負担した実費を把握してお

らず、現行制度との比較による算定は困難である旨も答弁しています。実態が十分見えない状態では制度変更の是非も説明しにくくなると考えております。法人カード導入の検討に当たっては、制度として安定的に運用できる条件を確認し、県民に説明できる形で整理する必要があります。また、利点だけでなく、懸念を洗い出して設計することが不可欠であります。

そこで、二点目として、旅費精算への法人カードの導入に当たっては、導入の利点及びリスク等を検証した上で、内部統制の制度設計を行うべきと考えるが、それらの検討状況及び今後の導入の見込みについて伺います。

続いて、個人クレジットカードによる支払いについてですが、十月の質疑で、県は、個人クレジットカード利用により付与されるポイントは、職員とカード会社の契約に基づくものであり、旅費制度とは切り離して考えるべきである旨を答弁し、取扱いについては、国や他県の動向を注視するとしておりました。また、特別職についても一般職と同様に整理し、特別なルールを定めていない旨も答弁しています。こうした整理は、制度上の説明としては一応成り立つとしても、公金支出に伴い、利益が個人に帰属し得る構造で県民から疑念が生じやすいと危惧しています。県として取扱いを明確にし、説明する必要があると考えております。

そこで、三点目として、個人のクレジットカードによる旅費の支払いに伴うポイントなどの取扱いについて、県の考え方を伺います。あわせて、特別職を含む全職員に共通するポイント等の取扱いのルールを定めるべきと考えるが、県の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 今議員にお答えいたします。

私からは、まず、市町村の公共サービス提供体制を維持していくため

のデジタル技術の活用に関する県の認識と市町村DX支援の取組についてお答えいたします。

人口減少が急速に進展する中にあっても、市町村が持続可能な形で公共サービスを提供していけるようにするためには、デジタル技術を活用した業務改革にスピード感を持って取り組んでいく必要があると考えております。

こうしたことから、県では、市町村の実情等に応じたデジタル人材の育成、確保に向けた研修や窓口業務等の改革に係る伴走支援に取り組んでいるほか、水道検針作業の自動化が可能となる水道スマートメーターの導入に向けた実証試験等を実施してきたところであります。

県としては、今後とも、県庁自らのDXを強力に推進するとともに、住民の暮らしに寄り添った行政のデジタル化につながるよう、市町村における様々な分野でのDXの取組を力強く牽引していきたいと考えております。

次に、就職氷河期世代の就労支援に県はどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

就職氷河期世代は、他の世代と比較して、非正規雇用や無業の状態にあるなど様々な課題に直面している方が多いことから、県では、令和八年度から就職氷河期世代の求職者と企業を対象とした取組を進めていくこととしております。

具体的には、就職活動の進め方などをテーマにした求職者向けの講習会や雇用事例などを紹介する県内企業向けセミナーの開催のほか、マッチング機会を提供する企業説明会や職場見学会の開催などを通じて、就職氷河期世代の就労促進や正規雇用化につなげてまいります。

次に、将来にわたり責任ある県政運営を行っていくための持続可能な財政運営についてお答えいたします。

持続可能な財政運営は、県政を進めるに当たって重要な基本方針であり、私自身、これまで、当初予算において財政調整用基金の取崩し額を

ゼロとする収支均衡を継続し、県債残高も着実に縮減するとともに、実質公債費比率や将来負担比率といった財政指標も意識した財政運営を行っております。

二〇四〇年には、県人口が百万人の大台を下回り、六十五歳以上の老年人口比率が四〇％を超える見込まれており、社会保障関係費の増加を含め、様々な社会経済環境の変化に直面することが想定されます。こうしたことも見据え、今後とも、中長期的な視点をしっかりと持ち、取組の重点化による政策資源の集中や各種財源の確保、有効活用に努めながら、時代の潮流や今後の展望を踏まえた責任ある県政運営を行ってまいります。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 御質問三点についてお答えいたします。

まず、出張に伴う交通費や宿泊料金について、職員の支払い方法及びその件数についてです。

職員の出張に伴う交通費や宿泊料金の支払い方法については、議員御指摘のとおり、主に現金や職員個人のクレジットカードによる支払いなどが考えられるところで。

ただし、各職員が実際にどのような方法で支払いを行ったのか報告を求めていることから、県といたしましては、出張に伴う交通費や宿泊料金に係る支払い方法及びその件数については、把握していないところでございます。

次に、旅費精算への法人カードの導入に当たっての検討状況及び導入の見込み等についてです。

法人のクレジットカードによる旅費精算の可否については、支払い事務の効率化や経費削減などの効果を見極めながら、今後、対応を検討していきたいと考えております。

次に、個人のクレジットカードによる旅費の支払いに伴うポイント等

の取扱いについてです。

職員の出張に伴う交通費や宿泊料金の支払いに当たり、職員個人のクレジットカードで支払った場合に付与されるポイントは、職員とカード会社の契約に基づくものであり、旅費制度とは切り離して考えるべきものと認識しているところでございます。

このため、現行制度におきましては、一般職及び特別職の職員ともにポイント等の取扱いについて、特にルール等は定めておりませんが、今後のポイント等の取扱いにつきましては、国や他の都道府県の動向を注視していきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 本県における就職氷河期世代の正規・非正規雇用の状況についてお答えいたします。

国の令和四年就業構造基本調査によると、本県では、就職氷河期世代に当たる四十歳から四十九歳の年齢層において、正規雇用で働いている方は約八万八千人と見込まれております。

また、非正規雇用で働いている方は約三万七千人で、このうち、本意ながら非正規雇用の状態で働いている方は約五千人と見込まれております。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 初めに、自治会加入率等についてお答えいたします。

県では、人口減少・高齢化時代における地域コミュニティの現状と課題を把握することを目的として、令和三年度に県内の自治会等を対象に、人口減少・高齢化時代における地域コミュニティの現況調査アンケートを実施しました。

アンケート調査では、自治会の加入率については、八割以上の回答が七二・三％、八割未満との回答が一八・三％でした。また、役員の年代については、六十代、七十代が多いこと、地域の問題としては、住宅

密集地、農耕地帯ともに老朽家屋や空き家の増加、地域住民の一体感や連帯意識の低下が確認されました。

次に、地域コミュニティが抱える課題の解決に向けた県の取組についてです。

県では、人口減少や高齢化等に伴い、複雑化、多様化する地域コミュニティの課題に対応していくため、各地域連携事務所を中心に、地域の特性、課題を踏まえた支援の取組を進めております。

具体的には、市町村が実施する集落支援対策、空き家対策、買物支援対策等を伴走的に支援していく中で、地域課題の把握や話し合いの場に関わりながら、地域コミュニティが抱える課題の解決に向けた市町村の取組を支援しております。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 青森県沖日本海北側の見通しについてお答えいたします。

一般海域における洋上風力発電事業を進めるためには、地元自治体や関係者が時間をかけて、丁寧かつしっかりと議論することが重要であると認識しております。

県といたしましては、地域や漁業との共存共栄による洋上風力発電の実現に向けては、地元自治体や関係する漁業団体の方々等による協議が進められ、地元の意向に沿う形で手続を進めることが望ましいと考えているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 小泊漁港区域に係る占用許可審査に関する御質問にお答えいたします。

漁港区域の水域等における風力発電施設設置に関する許可の審査に当たっては、漁港が漁業根拠地であるという意義を踏まえれば、風力発電施設の設置によって影響を受ける多様な関係者が一堂に会する協議会等が設置され、丁寧な合意形成のプロセスが確保されていることを確

認する必要があると考えています。

協議会等の参加者については、事業者において決定することが基本であり、関係市町村、漁港区域周辺で操業する漁業関係者、漁港周辺の地域住民などが想定されます。また、合意形成の状況を確認するためには、協議内容を確認できる議事録や調整結果に関する資料の提出を求めることが考えられます。

合意形成の有無は許可要件ではありませんが、申請に当たり十分な合意形成が行われていなければ、風力発電施設の設置による漁港の利用または保全への影響などの審査基準を満たさないことがあると考えられます。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 道路除排雪における県内の道路管理者間の連携に関する三つの御質問にお答えいたします。

まず、青森市内における国、県、市の除排雪体制についてでございます。

青森市内における国、県、市の道路除排雪業務は、それぞれの入札及び契約締結を経て、降雪期前に当該年度の除排雪体制を決定しています。

その概要は、道路管理者別に、国は、三路線、約五十キロメートル、二事業者、県は、二十九路線、約二百五十キロメートル、六事業者、市の幹線道路は、三十六路線、約百四十キロメートル、二十事業者、同じく市の生活道路は、百七十一区、約七百六十キロメートル、九十八事業者となっています。

なお、降雪状況に応じて一斉に除雪作業を行う場合においても、各道路管理者が定める仕様書に従い契約が履行できるよう、各受注者側においても必要な除雪オペレーターや使用機材などの配備が適切になされるものと認識しております。

続いて、二点目、圏域を越えた全県レベルでの連携に関する県の取組

状況についてでございます。

昨冬に引き続き、市町村が管理する生活道路等の除排雪に対する支援要請を受けたことを踏まえ、降雪エリア内における道路管理者間の連携としては、先月末時点において、国または県が手配したダンプトラックで市町村道から掃き出された雪を一斉運搬するスクラム除雪を青森市一か所、弘前市二か所、藤崎町一か所の計四か所で、市町村の要請に基づく代行除雪を青森市、弘前市及び五所川原市の市道、合わせて約七・八キロメートル区間でそれぞれ実施したものです。

また、降雪の比較的少ない地域から多い地域の市町村へ圏域を越えた除排雪機材等のマッチングを県が支援する取組については、同じく先月末時点において、青森県建設業協会及び青森県トラック協会による協力もあり、青森市を含む二市二町に延べ六百二十三台のダンプトラックを派遣したほか、国土交通省が保有する歩道用除雪機械二十台を県内二市二町へ配置するなどの支援を実施し、圏域を越えた全県レベルでの連携を既に行っております。

続いて、三点目、市町村の道路除排雪がより迅速かつ適切に行われるため、県としてどのように関与していくのかについてでございます。

生活道路を含む市町村道の道路除排雪は、道路管理者である各市町村が法的な責任を有しております、それぞれが責任を持って対応することが基本原則となります。

一方で、県民目線で効率的な除排雪を提供するためには、市町村が道路管理者としての責任を果たすための側方支援として、スクラム除雪や交換除雪などの道路管理者が連携した取組を引き続き実施していくことが必要であると考えています。また、寒波等で一時的に除雪が追いつかない場合には、緊急的対応として、除排雪資機材の市町村マッチング支援も実施していきます。

そのほか、今冬、黒石市と十和田市でモデル的に進めている県道と市道の除排雪情報一元化サービスを全県に展開していくなど、徹底した道

路除排雪の可視化、効率化を目指す青森ゆきみちDXの取組も着実に進めていきます。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 避難所TKB向上Programに係る御質問三点についてお答えします。

初めに、避難所のトイレに関する計画策定等についてお答えします。

国は、市町村に対し、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを参考に、災害時のトイレの確保・管理計画を策定するように求めています。本県では、昨年十月末までに全ての市町村が作成済みとなっております。

また、外部支援を受け入れる受援計画については、県では、今年度、市町村の作成を促進するため、担当者を対象とした研修会を開催するなどの支援を行い、その結果、令和八年二月時点で六市十五町四村の二十五市町村が作成済みで、割合は全体の約六割となっております。なお、いずれの計画も県の補助金を活用することなく作成されました。

県としては、市町村の意向を踏まえ、令和八年度末までに十団体、令和九年度末までに全市町村が受援計画を作成するよう支援してまいります。

次に、トイレカーの登録と運用についてお答えします。

本県所有のトイレカーは、国の災害対応車両登録制度の基準を確認して登録申請し、国の審査を経て、本年一月に登録されました。

本県のトイレカーに対する照会や要請の受付、調整等の運用については、本県で災害が発生した場合は、災害対策本部長である知事の権限で判断することになり、他県で災害が発生した場合は、応援本部長である危機管理局長の権限で判断することになります。なお、国の制度では、被災自治体から要請があった場合、原則災害対応車両の所有者と被災自治体の二者間で調整が実施されますが、複数の都道府県で災害が発生している場合は、国が総合調整を行うことになっていきます。

災害対応車両を活用した応援・受援態勢の構築は重要と考えており、県の図上訓練等を通じて点検していきたいと考えています。

次に、トイレカーの派遣調整等についてお答えします。

県内の被災自治体からトイレ確保に係る要請があった場合は、県の災害対策本部において調整することになり、トイレカーの派遣はその選択肢の一つとなるものです。

これに当たっては、被災状況、市町村における避難所の規模や下水道の状況、簡易トイレ等の備蓄状況を踏まえるとともに、必要に応じ、市町村所有のトイレカーも含めて派遣先等を調整することになると考えています。また、県外から本県所有のトイレカーの応援を求められた場合は、応援本部で検討し、判断することになります。

なお、トイレカーの出動基準や運用条件などを含むマニュアル等については、他県の事例等を参考にしながら、策定を検討していきます。

○副議長（齊藤 爾） 今議員。

○三十四番（今 博） 答弁、誠にありがとうございました。若干再質問をしたいと思います。

まず、道路の除排雪についてです。

今冬の豪雪への対応について、いずれの市町村も地域住民の生活を守るために必死に取り組んだところだと思います。県内最大の人口、財政規模でもある青森市は、大幅に作業が遅延し、県の支援も受けながら、ようやく除雪が進んだところです。大雪という災害に加え、青森市という組織による災害、人災ではないかという声も聞かれ、県民の生活を守るためと分かっているながらも、県民の中にはなぜ青森市にだけ多額の財政支援をしているのかという釈然としない気持ちになっていますという方もおられるようでございます。

そこで、例えば、県民の声なんです。なぜ除雪が止まったのかなという疑問、それから、市側と知事との認識、判断の違いがあったのかなという疑問、予算という名の自己採点があったのでは、あるいは契約と

いう見えない壁が除雪の邪魔をしたのではないかと様々な疑問を抱えながら進んだわけでございます。今回、様々なマスコミ等々の報道も見ますと、市民も県民もニュースを見て、おやおやと思った人が多かったのではないだろうかと思います。

知事が青森市への財政支援を表明した後も、遅々として除雪作業が進んでいないことから、財政支援をしても効果がないのではと知事も懸念を示していたところです。

今回、青森市に多額の財政支援を行うことになりましたが、来年度以降、このような事態が生じないように、検証と来年度に向けた青森市の対策についても、県として、知事としても口も大きく出していくとともに、今回の青森市への財政支援が生きたお金の使い方となるように県がしっかりと検証し、その結果をほかの市町村支援にも生かしていく必要があると考えます。

そこで、今回、一連の例外で緊急的な事案も含めて、県民も宮下知事の青森市に対する決断が非常にすばらしいものだとか高く評価している方がたくさんおられますが、そういう中で知事の見解を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 私からお答えいたします。

県といたしましては、長期間にわたって青森市の生活道路の除排雪が未実施となつていて異常な事態が、県庁所在地、県都としての機能の維持という観点ですとか、あるいは青森市民の皆様、ひいては県民の皆様が日常生活に困難を来しているという状況を何としても打開する必要があります。このため、従来の除排雪資機材のマッチング支援、スクラム除雪の提案を行い、さらに、新たな手法としての代行除雪の実施について、支援をメニュー化して実行いたしました。また、この間にも再三にわたって市の生活道路の除排雪の実施を催促いたしました。が、ここまでしてもなお除排雪が全く実施されないエリアがあることを県と

して確知したところでございます。このため、異例ではあるものの、財政支援を実施して、市の生活道路の除排雪の実行を促すこととしたものでございます。これによりまして、最終的に青森市における市の生活道路の除排雪について進んだものと認識しているところでございます。

今回の財政支援を青森市が有効活用していくことは当然のことでありまして、県としても、青森市の活用状況については、しっかりとチェックを、検証をまいります。県といたしましては、冬期間の県民生活を維持し、その快適性を向上させるため、特に緊急時にはあらゆる選択肢を考慮した上で、市町村と連携して県内の除排雪に万全を期してまいりたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 今議員。

○三十四番（今 博） ありがとうございます。

次に、トイレカーについてなんですが、青森県は今回一千万円ほどの値段というんですね、トイレカーを購入されました。その前に、八戸市では自走式の水洗トイレカー三台を二〇二五年の二月に導入し、むつ市は、二〇二五年三月時点で水洗トイレを備えた移動式トイレカー五台、四台は個室が二つ備わっていると。一台はバリアフリーの使用が可能だということで、全体で青森県は九台というわけなんです。私としては、いつという災害があるか分からないので、四十市町村全てがある程度トイレカーを確保する必要があるのではないだろうかと思つてゐるわけです。他県から要請があつても今出動できるのが九台、ですから、四十台余りが各市町村に備わつていれば相当な機動力も対応力も私は可能ではないかなと思つてゐるわけでございますが、県内全ての市町村がトイレカーを導入するべきと私は考えますが、推進に向けた県の支援策をお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） トイレカーにつきましては、携帯トイレや自動ラップ式トイレと同様、避難所におけるトイレ環境整備の選択肢

の一つと認識しており、各市町村においては、それぞれの実情に応じて適切に資機材を選定し、整備すべきと考えております。

なお、トイレカーの整備につきましては、緊急防災・減災事業債の活用が可能であるほか、これまで、国の補正予算において交付金の対象となっておりことから、県としては、市町村の意向を踏まえつつ、こうした国の支援制度の活用についても助言してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 今議員。

○三十四番（今 博） よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、法人カードの導入について再質問したいと思います。

これまでのやり取りを踏まえて、改めて申し上げたいと思うんですが、法人カードの検討は、会計だけの話に小さくまとめられる論点ではないと思っています。旅費精算の透明化と効率化、後から説明できる形で記録を残すという点で、まず知事部局が先にモデルをつくる意義は大きいなと私は考えております。

そこで、知事に伺いたいと思いますが、旅費精算を分かりやすく、手間を減らして支出の記録をそろえるために、法人カードについて、まず知事部局が先にモデルをつくり、導入に向けた準備を前に進める考えはあるのかどうかお聞かせいただきたい。

具体的に伺いますが、本年度内に進め方、体制と手順とか、いつまで何を整理するのかということを示すように関係部局に指示、検討にとどめるのか、それとも着手するのか、その辺の知事の御判断をお聞かせいただきたいと思っています。

○副議長（齊藤 爾） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 法人カードの導入につきましては、議員御指摘のとおり、様々な課題も考えられますので、その必要性も含めまして、今後、対応を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 今議員。

○三十四番（今 博） ありがとうございます。ぜひひとつ検討してい

ただきたい。

除排雪のときのように知事の言葉で前に進めていきたいという言葉をいただきましたが、雪は春になれば解けます。でも、法人カードは、放置すれば課題が残ったまま、また次年度にも残るということでございますので、関係部局に指示するように踏み込んでいただきたいということを要望申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後二時十分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

八番北向由樹議員の登壇を許可いたします。――北向議員。

○八番（北向由樹） オール青森の北向由樹です。通告に従いまして、所感を交えながら質問させていただきます。

まず初めに、県内のプロスポーツによる地域活性化についてお伺いします。

本県には、青森ワッツ、ヴァンラーレ八戸、東北フリーブレイズ、「H A C H I N O H E D I M E」など、地域に根差したプロスポーツチームが多数ございます。昨年、ヴァンラーレ八戸がクラブ史上初となるJ2昇格を果たし、県民に大きな感動と希望を与えました。この熱気を一過性に終わらせず、地域に人を呼び込む定番コンテンツとして戦略的に位置づけていくことは、本県の持続的な地域活性化を図る上で極めて重要であると考えます。

例えば、Bリーグに所属する沖縄県のチーム「琉球ゴールデンキングス」は、Bリーグ屈指の人気クラブとして、一試合当たり七千人を超える観客を安定的に動員し、Bリーグ通算来場者数百五十万人を突破して

おります。試合日には県内外から多くの人が訪れ、アリーナ周辺に多数の飲食ブースや物販が立ち並び、商店街や宿泊施設と連携した企画も展開されるなど、スポーツが地域経済を動かすエンジンとなっている点は、本県にとっても参考となる事例であります。

また、子供たちがトップレベルのプレーに触れる機会の創出は、競技力向上にとどまらず、将来の職業観の形成にもつながります。実際、私のバスケットボールの教え子たちの中には、競技者としてだけでなく、理学療法士やトレーナーなど、スポーツを支える専門人材を志している者もあり、プロスポーツは、経済波及だけでなく、人を育てるという観点からも重要な資源であると考えます。

現在は、各チームが動員拡大や地域貢献に努力されておりますが、チームに委ねるだけでなく、県として明確にプロスポーツを地域戦略の柱に位置づける段階にきているのではないのでしょうか。

そこで、二点お伺いします。

一点目として、県内のプロスポーツによる地域活性化に向けた現状と課題について、県の認識をお伺いします。

二点目として、県民がプロスポーツに触れる機会の創出に向けて、知事は今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、子供を希望する夫婦への支援についてお伺いします。

二〇二五年に青森県で生まれた子供の数は五千三十八人と、前年から三百七十二人減少していることが厚生労働省の調査で明らかになりました。出生数の減少率は、全国平均と比べ三倍以上高く、本県の少子化はより速いスピードで進行していることが浮き彫りとなっております。

宮下知事は、合計特殊出生率の向上を目標に掲げ、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりを着実に進めてこられました。その中でも、本県が都道府県として初めて公的医療保険が適用される不妊治療の自己負担額を助成し、実質的な無償化を実現したこと、さらに、今年度から一般不妊治療にも対象を拡大したことは、子供を望む方々にと

って大きな支えとなっております。

一方で、不妊治療において当事者が直面する課題は費用面だけではありません。もう一つの切実な問題は時間であります。不妊治療では、排卵周期に合わせたホルモン検査や超音波検査、採卵や移植に向けた経過観察など、治療の各段階で複数回の通院が必要となります。こうした通院が周期ごとに繰り返され、治療が長期に及ぶことは、身体的・精神的負担を増大させるだけでなく、仕事との両立や人生設計にも大きな影響を及ぼします。こうした時間の負担を軽減し、安心して治療に取り組める環境を整えていくためには、医師のみならず、胚培養士をはじめとする専門職が高い専門性と、知識、技術、経験を持ち寄り、チーム医療としての質の高い生殖医療を提供し、限られた時間を大切にしながら治療を進めていける体制を整えることが重要であると考えます。

不妊治療に取り組む方々にとって、治療の一か月、一年という時間の重みは決して軽いものではありません。通院のために時間を調整し、心身の負担と向き合いながら治療を続ける日々は、大きな覚悟を伴うものであります。それでも子供を授かりたいという強い思いを胸に懸命に歩み続けておられます。だからこそ、そのかけがえのない時間を無駄にすることのないよう、質の高い医療体制を一層充実させ、限られた時間が希望につながる環境づくりが前進することを期待し、以下三点についてお伺いします。

一点目として、子供を希望する夫婦に対する県の取組についてお伺いします。

二点目として、不妊治療費助成事業の今後の方向性についてお伺いします。

三点目として、胚培養士の資質向上に向けた県の取組についてお伺いします。

次に、データセンターの誘致についてお伺いします。

今や行政、医療、教育、産業に至るあらゆるサービスがデータセンタ

ーに支えられており、昨今の生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な普及により、データ処理量は増加を続け、インフラとしての重要性はかつていないほど高まっています。

これまで、データセンターは、通信効率などの観点から首都圏を中心に集積してきましたが、近年、国は災害時のリスク分散や電力・通信インフラの効率的な活用、GX型産業集積の形成といった観点から、地方分散の動きが広がっております。

こうした中、先月十二日に、本県においてGX戦略地域の計画申請内容が公表され、データセンター誘致に向けた動きが本格化しており、地域経済の活性化や高度なIT人材の受皿として大きな期待が寄せられております。

一方、データセンターの誘致に当たっては、膨大な電力消費や冷却に伴う熱排出、環境負荷への懸念など、解決すべき課題も少なくないものと考えています。そのような中で、本県に誘致することの優位性をPRし、仕事づくりによる地域経済の活性化、若者の定着・還流にいかにならしていくのかが問われております。

そこで、二点お伺いします。

一点目として、GX戦略地域制度のデータセンター集積型に係る県の申請内容についてお伺いします。

二点目として、データセンターの誘致について、県の考え方をお伺いします。

次に、再造林の推進についてお伺いします。

森林は、豊かな水を育み、土砂災害から地域を守り、地球温暖化の防止にも大きく貢献するなど、本県の暮らしと産業を支える重要な資源であります。私たちは、その恩恵の下に暮らしており、森林との関わりの中で地域の歴史や文化を育んできました。戦後に造成された人工林が本格的な利用期を迎える今、主伐後の確実な再造林を進め、責任を持って次世代へ引き継いでいかなければなりません。これまでも県としては再

造林に取り組んできたものと考えていますが、担い手不足や採算性の問題、所有者の経営意欲の低下などの課題があるものと考えてます。

そのような中、昨年十一月、青森県林業協会及び県林業会議が再造林の推進を県に要望した際、知事は、再造林率一〇〇%を目指す考えを示され、今回提案されている来年度の当初予算にも新しい再造林のモデル実証など新たな事業費が計上されており、今後の再造林の推進に期待を抱くことができるものであります。

そこで、二点お伺いします。

一点目として、本県民有林における再造林の現状についてお伺いします。

二点目として、再造林の推進に向け、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

次に、豚熱の防疫対策についてお伺いします。

豚熱は、強い伝染力と高い致死率を有し、発生すれば養豚農家の経営のみならず、流通や関連産業にまで大きな影響を及ぼす家畜伝染病であります。

令和六年八月、階上町で野生イノシシから豚熱陽性が初めて確認されて以降、これまでに複数例の感染が確認されており、警戒を要する状況が続いております。また、直近では、先月二十六日に、南部町で捕獲された野生イノシシの感染が確認されております。

近年、県内各地で野生イノシシの目撃情報が増加しており、生息域は広がりを見せておりますが、野生イノシシは豚熱の重要な感染源とされており、養豚農場との接点が増えることは、感染拡大のリスクを高める要因となります。畜産は青森県の重要な産業の一つであり、地域経済や雇用を支える基盤であります。万が一、発生すれば、その影響は広範囲に及びます。平時から実効性ある防疫体制を確立し、養豚農家を守り抜くことは県政の重要な責務であると考えてます。

そこでお伺いします。

一点目として、本県における野生イノシシの検査状況と検査後の対応についてお伺いします。

二点目として、豚熱の防疫対策における県の取組についてお伺いします。

次に、防災DXの推進についてお伺いします。

昨年十二月八日、本県を襲ったマグニチュード七・五の青森県東方沖地震。八戸市で震度六強を観測し、津波警報が発令される中、高台へ続く道路には多くの車が殺到し、渋滞が発生しました。寒さに震えながら真夜中に少ない情報を頼りに避難した県民の姿は、地震発生直後に迅速、正確な情報を確保することの重要性を私たちに突きつけました。

また、二〇二四年に大きな被害を及ぼした能登半島地震では、停電や通信網の寸断により、避難所や被災者の所在把握に多大な時間を要するなど、防災直後の情報集約が極めて困難であったことが大きな課題として浮き彫りになっております。

先日公表された東北大学などの研究チームの調査によると、五年間及以上海底観測で千島海溝沿いにプレートのはずみの蓄積を確認し、マグニチュード九クラスの超巨大地震を起こすエネルギーが既にたまっていることが確認されました。本県の多くの自治体は、国の日本海溝・千島海溝沿い巨大地震被害想定に基づき、甚大な被害が予測される特別強化地域に指定されておりますが、青森県東方沖地震、能登半島地震の教訓を踏まえれば、防災DXを着実に推進し、災害時でも情報を迅速に集約、共有できる体制を整えることが重要であると考えます。

そこで、一点お伺いします。

県や市町村の災害対応力の向上を図るためには、防災DXを積極的に推進する必要があると考えますが、今年度の取組状況をお伺いします。

次に、本県におけるストーカー対策の現状についてお伺いします。

ストーカー行為は、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、たとえ一見すると小さな行為であっても、被害者にとっては日常

生活を脅かす大きな恐怖となります。また、一たび重大事件へと発展すれば、取り返しのつかない結果を招きかねません。

ストーカー規制法が二〇〇〇年に制定されてから二十五年の月日がたちました。幾度となく改正が重ねられてきましたが、その後も被害は後を絶たず、報道に接するたびに、決して他人事ではない問題であると強く感じております。近年では、SNSを介した新たな形態の付きまとい行為も増加しており、地域や年齢を問わず、誰もが被害者となり得る状況にあると考えます。

私自身も、身近な方がストーカー被害に遭っていた状況を後になって知った経験がございます。本人は、大ごとにしたくない、これ以上波風を立てたくないという思いから、誰にも十分に相談できないまま、不安と恐怖を一人で抱え込んでおりました。

このように、ストーカー被害においては、被害者が被害を訴えること自体に強い心理的ハードルがあり、周囲もどこまで関わるべきか判断に迷う中で、結果として支援につながらないケースが少なくありません。さらに、相談に踏み切ったとしても、十分な対応がなされるのか不安を感じ、警察への相談をためらってしまう方も多く、被害者本人のみならず、その家族や友人も含め、不安を抱えた状況が表面化しない形で存在しているものと考えます。

こうした状況を踏まえると、ストーカー被害の早期発見、未然防止のためには、被害者が安心して相談できる環境の整備が不可欠です。本県において適切な対応が行われているのか、また、相談窓口や支援体制の周知が十分に図られているのかは極めて重要な課題であると考えます。そこで、二点お伺いします。

一点目として、本県における最近三年間のストーカー相談の件数と、警告や禁止命令等の行政処分件数についてお伺いします。

二点目として、県警察として、ストーカー被害者が安心して相談できるよう、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

次に、自転車の交通反則通告制度の概要についてお伺いします。

身近で便利な移動手段として幅広い世代に利用されている自転車ですが、信号無視や一時不停止、イヤホン・携帯電話使用中の運転など、重大事故につながる事例も見られ、自転車利用者に対する交通ルールの徹底は重要な課題となっております。

こうした中、今年四月から自転車に対する交通反則通告制度が導入され、交通違反に対する対応が大きく変わる予定となっております。しかし、講習会参加などの義務づけがないため、正しい知識を自ら学ぶ必要があり、県民が制度内容を十分に理解しないまま違反してしまわないよう、丁寧な周知と理解促進が極めて重要であると考えます。

実際に、自転車の違反に関して、罰則として運転免許証の点数が引かれるのではないかとという誤解を持つ方や、自転車で通学している子供を持つ保護者の中には、罰金を取られるのではないかとという不安から自転車の利用を控え、やむなく車で送迎するケースもあるなど、県民の間で制度の内容が十分に理解されているとは言えない現状があると感じております。制度の趣旨が十分に伝わらないまま不安だけが先行すれば、自転車の利用控えや購入の見送りといった動きにもつながりかねず、通勤、通学の選択肢を狭めるだけでなく、地域経済への影響も懸念されます。その趣旨が県民に正しく伝わるよう、誤解を招かない分かりやすい説明と、世代や利用形態に応じた丁寧な周知に取り組んでいただくことが必要と考え、二点お伺いします。

一点目として、自転車の違反で検挙された場合、罰金などどのようなものか、また、自動車運転免許証を受けている者と受けていない者で罰金や点数に差はあるのかお伺いします。

二点目として、今回の改正について、県警察としてどのように県民に周知していくのかお伺いします。

次に、公立学校における働き方改革の推進についてお伺いします。

これまで、教職員の働き方を見直し、子供たちにより効果的な教育活

動が行えるよう、本県でも議論を重ねながら改革を進めてこられました。また、昨年六月には教員給与特別措置法が改正され、教職調整額を一〇％へ段階的に引き上げるなど、処遇改善に向けた取組も始まっております。

しかしながら、依然として長時間勤務の傾向が指摘されているほか、自宅に仕事を持ち帰る、いわゆる隠れ残業の実態も見られるなど、働き方改革はなお道半ばであり、残された課題への早急な対応が求められております。

さらに、近年は、教員志願者数の減少も課題となっております。本年度の本県教員採用試験の最終競争率は、小学校が一・二倍と過去十年で二番目の低さとなり、中学校、高校、特別支援学校はいずれも過去最低を記録するなど、教員の成り手不足は深刻さを増しております。

先月二十五日、県教育委員会臨時会において、二〇二六年度実施の採用試験から一次試験の受験資格を大学四年生以上から大学三年生以上へ引き下げるほか、小学校及び特別支援学校で実施していた体育、音楽の実技試験を廃止することなどが公表されましたが、成り手の増加を図る前向きな対応であると受け止めております。しかしながら、受験資格や試験内容の緩和のみで抜本的な改善につながるのか、やはり教職そのものの魅力向上、働きやすい環境整備が根本にあるべきではないかと考えます。

そこでお伺いします。

県内全ての公立学校で教職員が働きやすい環境づくりを推進するため、県教育委員会ではどのように取り組むのかお伺いします。

最後に、公立中学校における休日の運動部活動の地域展開についてお伺いします。

教職員の働き方改革を進める上で、部活動指導に係る負担の軽減は依然として大きな課題であり、抜本的な見直しが求められております。また、少子化の進行により、従来の学校単位での部活動の維持が難しくな

っている市町村も見受けられ、競技種目の減少や合同チームの増加など、子供たちの活動環境も大きく変化しております。地域によっては指導者の確保や移動手段などの課題も顕在化しており、子供たちの活動機会をいかに確保していくかは喫緊の課題であります。

私は、これまでも一般質問で部活動の地域展開について取り上げ、その必要性和実効性ある取組を求めてまいりました。いよいよ本年四月からは改革実行期間が始まり、取組は検討段階から実行段階へと移ります。今後は、各市町村における具体的な体制整備の加速と、それを強力に後押しする県の役割がこれまで以上に重要になると考えます。

そこで、二点伺います。

一点目として、地域展開に向けた各市町村の取組状況について伺います。

二点目として、市町村の取組を支援するため、県教育委員会ではどのように取り組んでいるのか伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 北向議員にお答えいたします。

私からは、まず、県内のプロスポーツによる地域活性化に向けた現状と課題についてお答えいたします。

本県には、サッカーのヴァンラーレ八戸、バスケットボールの青森ワッツ、アイスホッケーの東北フリーブレイズ、三人制バスケットボールの「HACHINOHE DIME」の四つのプロスポーツチームがあります。各チームともホームゲーム開催による交流人口の拡大や地域経済への波及効果に加え、特産品のPRや子供向け教室の実施、地域イベントへの参加などを通じ、地域活性化に貢献していただいております。

一方で、入場者数が公表されているヴァンラーレ八戸と青森ワッツは、いずれもリーグ平均を下回っております。今後、チームの持続的な発展や上位リーグへの昇格などを見据えますと、観客数の増加が大きな

課題となっております。

県としては、プロスポーツによる地域活性化の効果を高めていくため、県民の皆様が気軽に観戦できる仕組みづくりや、エンターテインメントとしての魅力、試合情報の発信の強化が重要と認識しております。

次に、県民がプロスポーツに触れる機会の創出に向けて、今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、来年度、県民の皆様が定額で本県プロスポーツの試合観戦などを気軽に楽しめる新たな仕組みを構築し、令和九年度の運用開始を目指していきます。また、子供たちが応援グッズを自ら作成し、そのグッズを手に試合を無料で観戦できるプロスポーツこどもDAYを実施するほか、試合前の会場の様子や試合の雰囲気などを紹介する動画を制作し、観戦の魅力を発信していきます。

私としては、こうした取組により、まずは多くの県民の皆様会場へ足を運んでいただく機会を広げていきたいと考えております。

そして、各チームと連携しながら観戦者の裾野を広げ、プロスポーツを県民の皆様の暮らしに欠くことのできない地域資源として定着、発展させ、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

続きまして、不妊治療費助成事業の今後の方向性についてお答えいたします。

令和七年度の不妊治療費助成事業の利用実績は、令和八年二月末時点で助成件数が千八百二十三件、助成金額が約一億千八百六十五万円となっており、令和六年度に比べ、助成件数、金額とも大幅に増加しております。また、本事業を利用した方からは、子供を無事に出産したといううれしい声が私にも直接届いております。

今後は、これまでの不妊治療費の全額助成に加えて、不妊治療を行う上での最初のステップとなる不妊検査について、新たに五万円を上限に助成することにより、本県で子供を産みたいと希望する夫婦が早期に不妊治療を受けることができる環境をさらに整えてまいります。

続きまして、データセンターの誘致に対する県の考え方についてお答えいたします。

データセンターは、クラウド・AI・デジタルサービスの基盤であり、その誘致によって、県内企業のDX推進、データ活用型サービスの創出、IT関連人材の育成、定着に加え、クラウド・ITサービスや、AI・データ解析等のデジタル関連産業の集積が期待されます。

AIの普及などによる世界的なデータセンターへの投資の拡大と、それによる電力消費の急増が見込まれている中、本県は脱炭素電源に関する高いポテンシャルを有しているのみならず、広大な土地、冷涼な気候、低い災害リスクといったデータセンターの立地場所としての優位性があると認識しております。

県としては、データセンターの誘致に向け、立地に係る補助制度の拡充など、取組を強化することにより、本県産業構造の高度化を推進し、魅力的な仕事づくりによる若者の定着・還流の促進に挑戦してまいります。

続きまして、再造林の推進に向けて、どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、森林所有者に対する再造林経費の支援や林業コストの低減等に取り組んできたところですが、伐採跡地への再造林は、現在約五〇％程度にとどまっております。

森林は、全ての農林水産業の基礎であることから、私は、本県の豊かな森林を次世代に確実に引き継いでいかなければならないと考えており、その実現に向け、二〇四〇年の再造林率の目標を一〇〇％以上といたしました。

このため、これまでの取組に加えて、新たに経営意欲のある企業へ森林を集約化するとともに、デジタル技術を活用して効率的に森林経営を行う新しい再造林のモデル実証や、企業において森林経営を進める人材の育成に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○副議長（齊藤 爾） ことも家庭部長。

○ことも家庭部長（若松伸一） 御質問二点にお答えいたします。

まず、子供を希望する夫婦に対する県の取組についてです。

県では、子供を産み育てたいと希望する夫婦への支援として、これまで、一つとして、一般不妊治療と生殖補助医療に係る公的医療保険適用後の自己負担額を全額助成する不妊治療費助成事業、二つとして、不妊症や不育症に関する悩みを抱えている方からの相談について、専門の医師が面接やメールで回答する不妊専門相談センター事業、三つとして、流産や死産の回数が二回以上の方を対象に、保険適用を見据えて先進医療として実施される検査を対象に、六万円を上限に助成する不育症検査費用助成事業などにより、経済的負担や心理的負担の軽減に取り組んでおります。

次に、胚培養士の資質向上に向けた県の取組についてです。

胚培養士の資格認定制度を運用している一般社団法人日本生殖医学会によると、胚培養士が医師の監督の下で行うことができる業務としては、一般不妊治療及び生殖補助医療における人工授精、体外受精、顕微授精、胚移植などを目的とした配偶子、受精卵、胚などの取扱い及びこれらの凍結、融解などの操作とされております。

県では、不妊及び不育症の相談、指導に関わる専門相談員や、胚培養士を含む医療従事者等を対象とした不妊専門相談員研修会を毎年度開催しており、不妊及び不育症の治療等に関する知識の習得を促し、資質の向上を図っております。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） GX戦略地域制度のデータセンター集積型に係る県の申請内容についてお答えします。

GX戦略地域制度は、地域に偏在する脱炭素電源等を核に、GX型の産業集積や電力・通信インフラの一体的整備を促進し、新たな産業クラ

スターの創設を目指して国が創設したものです。

県では、同制度のうち、データセンター集積型及び脱炭素電源活用型の二類型について申請しました。

データセンター集積型の申請内容の主なものとしては、データセンター集積拠点の候補となるエリアについて、むつ小川原開発地区のうち、約三十ヘクタールとすること、脱炭素化への貢献に関する事項について、本県が脱炭素電源に関する高いポテンシャルを有しており、我が国のエネルギー安全保障と脱炭素化の根幹を支えていることなどを記載しています。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問三点にお答えいたします。

初めに、本県民有林における再造林の現状についてです。

本県民有林における令和六年度の再造林の面積は、三八上北地域を中心に約五百ヘクタールとなっており、主な樹種としては、スギが約六五％を占め、最も多く、次いでカラマツが約二七％、ヒバが約四％となっています。

また、県が令和五年度から実施している林業事業体が行う低コスト再造林への経費支援により、再造林の割合は二〇ポイント程度増加して約五〇％となったものの、残りの森林については、採算性の悪化や所有者の高齢化、後継者不足などに伴う経営意欲の低下により、再造林が行われていない状況にあります。

続きまして、豚熱の防疫対策に関しまして、本県における野生イノシシの検査状況と検査後の対応についてお答えいたします。

県では、野生イノシシにおける豚熱ウイルスの感染状況や感染個体の生息地域などを把握するため、令和二年度から県内で捕獲または死亡したイノシシを対象に豚熱の検査を実施しており、本年二月末までの検査頭数は、延べ三百五十一頭で、そのうち十頭で感染を確認しています。

検査後は、検査結果を県ホームページで公表しているほか、感染が確

認された場合は、イノシシが捕獲または死亡していた地点から半径十キロメートル以内の養豚農場で異常の有無を確認するとともに、全ての養豚農場に感染防止対策の徹底について注意喚起するなど、豚熱の発生防止に向け、取り組んでいます。

次に、豚熱の防疫対策における県の取組についてです。

県では、豚熱の防疫対策について、発生防止に向けた対策と万一の発生に備えた対策の強化に取り組んでいます。

具体的には、発生防止の取組として、家畜保健衛生所の職員による巡回やオンライン指導により、県内全ての養豚農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認しているほか、県猟友会と連携した野生イノシシの捕獲に加え、県内十七市町村、六十七地点で豚熱の経口ワクチンを散布するなど、野生イノシシの感染拡大防止に向けた取組を強化しています。

また、発生に備えた防疫対策の取組としては、農場ごとに定めている防疫計画における人員配置の見直しや、関係機関と連携した防疫演習の実施に加え、昨年十月からは、防疫作業の進捗や資材の発注状況などを一元管理できる特定家畜伝染病防疫情報管理システムの運用を開始したところです。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 防災ＤＸの推進に係る今年度の取組についてお答えします。

県では、災害対応の効率化に向け、防災ＤＸを推進しており、その一環として、今年度から県と市町村が導入する被災者支援システムと避難所マネジメントシステムの統一に向けた検討を市町村と行っているところです。

避難所マネジメントシステムを導入することで、これまで手作業で行っていた避難所の入退所管理と避難者名簿の更新業務の効率化が図られるほか、被災者支援システムを導入することで、住家の被害認定調査から罹災証明書交付までの一連の業務が迅速化されることとなります。

さらに、これらのシステムを県と市町村が統一して導入することにより、県と被災市町村間の情報連携が円滑に行われるほか、被災市町村に派遣された応援職員が容易にシステムを操作できることになり、迅速な被災者支援につながることが期待されます。

県としては、引き続き、防災DXを積極的に推進することで、県と市町村の災害対応力の向上を図っていきます。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三点についてお答えいたします。

まず、県内全ての公立学校で教職員が働きやすい環境づくりを推進するための取組についてです。

県教育委員会では、教職員が意欲と能力を最大限発揮し、健康でやりがいを持ち、子供たちにより効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革プランを策定し、様々な取組を進めています。

働き方改革の取組は、県立学校だけでなく、市町村立小・中学校を含めた県内全ての公立学校で進めることが必要と考えており、令和六年度から統合型校務支援システム導入などの働き方改革に向けた環境整備を進める市町村に対し、支援を行っています。

このほか、学校の主体的な業務改善の推進に向けた伴走型支援、市町村教育委員会教育長との課題等に関する意見交換、小・中学校を含めた県内公立学校の好事例の紹介、教育委員会とPTAが連携して、教職員の働き方改革や学校の取組を応援する学校における働き方改革推進共同宣言の発出などにも取り組んでおり、引き続き、市町村教育委員会や各学校と密に連携し、一丸となって働き方改革を推進していきます。

次に、地域展開に向けた各市町村の取組状況についてお答えします。休日の運動部活動の地域展開については、国が示すガイドラインに基づき、公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を策定し、全ての市町村において部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、

可能な部活動から地域移行を開始することとしています。

令和八年二月末現在、三十四市町村が検討委員会を設置し、二十六市町村が推進計画を策定した上で、地域展開に向けた検討を進めています。

また、六市町村が国の事業を活用し、地域スポーツクラブでの活動に取り組んでおり、市町村をはじめ、総合型地域スポーツクラブ、近隣の高等学校や大学等との連携により運営基盤を高めるなど、持続可能な地域スポーツクラブづくりが進められています。

次に、市町村の取組への支援についてお答えします。

県教育委員会では、各市町村の課題の整理に資するよう、市町村担当者による協議会を開催し、国の動向や他県の先進事例、各市町村の取組状況等を情報共有しているほか、人材バンクや研修会の開催により、指導者の確保や資質向上に努めています。

また、課題の整理が難しい市町村に対して総括コーディネーターを派遣し、助言等を行うとともに、近隣市町村と連携した広域での地域展開を協議する場を設けるなど、市町村の取組を支援しています。

さらに、スポーツ庁の部活動改革ポータルサイトや専門家による相談窓口の活用について情報提供するなど、各市町村の実情に合わせた取組が進められるよう支援しています。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 本県におけるストーカー対策の現状に関する御質問のうち、本県における最近三年間のストーカー相談の件数と、警告や禁止命令等の行政処分件数についてお答えいたします。

まず、相談件数は、確定している数字として、令和四年が二百二十六件、令和五年が二百六十二件、令和六年が二百四十七件となっております。

続いて、警告や禁止命令等の行政処分数は、令和四年の警告が十六件、禁止命令等が五件、令和五年の警告が十件、禁止命令等が十五件、令和

六年の警告が八件、禁止命令等が十三件となっております。

続いて、県警察として、ストーカー被害者が安心して相談できるような取組を行っているのかについてお答えいたします。

県警察では、警察本部や全警察署において、夜間、休日も含め、プライバシー等に配慮しながら、対面、電話、メール等により、終日相談を受け付けております。

相談を受けた後は、被害者等の安全確保を最優先とし、事件検挙以外でも加害者に対する指導警告等を行っているほか、被害者等に対し、一〇番への通信指令システムの登録、防犯カメラやドライブレコーダーの貸出しや設置、携帯型緊急通報装置の貸出し等、組織的な支援も行っております。

県警察の相談窓口と支援体制を多くの方にも知ってもらうため、平素から各種イベントや会議等においてストーカー被害防止等の講話やリーフレット等を活用した広報活動を行っております。

次に、自転車の交通反則通告制度の概要に関する御質問のうち、自転車の違反で検挙された場合の罰金、点数などについてお答えいたします。

自転車の違反によって交通事故を起こした場合や飲酒運転等の悪質、危険な交通違反を行った場合は、赤切符等の刑事手続の対象となり、罰金や拘禁刑が科される可能性があります。また、携帯電話使用などの重大な事故につながるおそれが高い違反については、交通反則通告制度、いわゆる青切符の対象となり、反則金の納付が求められます。運転免許の有無による罰金や反則金に差異はなく、運転免許の点数も付されません。

ただし、運転免許を有している者について、公安委員会が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、六月を超えない範囲内で運転免許の停止処分を行うことがあります。具体的には、運転免許を有している者が、自転車等

でひき逃げ事件や死亡事故等の重大な交通事故を起こした場合や、飲酒運転等の特に悪質、危険な違反を犯した場合に停止処分を行うことがあります。

最後に、自転車の交通反則通告制度導入に関する県民への周知に向けた取組についてお答えいたします。

県民への周知に向けた取組につきましては、青森県警察ホームページにおける情報発信、自転車への交通反則通告制度の導入や交通ルールの周知に関する動画等を制作し、青森県警察公式YouTube等のSNSを活用した情報発信、免許更新等に訪れた方へのチラシ配布、教育機関と連携し、警察庁作成の自転車ルールブック等を県内の高校、大学等に交付するなどして、交通反則通告制度と自転車の交通ルールについての周知に取り組んでおります。

また、直近では、関係団体と連携して制作したタレント起用のポスターやポケットティッシュによる周知、高校生と連携して制作した自転車の交通ルール等に関する動画による周知など、県民各層に対する制度の周知に努めております。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問及び要望を申し上げます。

まず、県内のプロスポーツによる地域活性化についてですが、子供の無料招待などを進めておられるとのことですが、会場に足を運んでもらうためのこうした取組は、将来的なファン層の拡大のみならず、スポーツを通じた郷土への愛着の醸成にもつながる重要な取組であると考えます。初めて体験する会場の迫力や一体感は、その後の継続的な観戦や応援へとつながる可能性を持つものであり、今後也有着実に積み重ねていきたいと思います。

また、現在はプロスポーツチームごとにグッズ展開がなされていますが、青森県のプロスポーツ全体を象徴するような県オリジナルの統一グ

グッズがあってもいいのではないかと考えます。例えば子供でも手に取りやすい価格帯で話題になるようなデザインや仕掛けを持たせた応援アイテムを県として制作し、どの会場でも活用できる形にすれば、競技を超えた一体感が生まれるのではないのでしょうか。会場が同じ色や同じアイテムで埋まる光景は、選手にとって大きな力となるだけでなく、青森県のプロスポーツを象徴する風景として内外に発信できる強いコンテンツにもなり得ます。

そこでお伺いします。

県内プロスポーツ応援の機運醸成に向けては、県が各チーム共通グッズの作成などに取り組むことが効果的と考えるが、県の見解をお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 知事。

○知事（宮下宗一郎） お答えいたします。

グッズは一旦置いておいて、本県のプロスポーツがさらに盛り上がりつついくためには、それぞれのチームが魅力を発信し、やはりファンを増やしていくことはもとより、ジャンルを超えて県内のあらゆるチームを応援する県民機運の醸成が効果的であると認識しています。

県としては、県民の皆様に県内プロスポーツチームへの興味や関心、愛着を持っていただけるよう、今後も各チームなどと連携を図りながら、プロスポーツの振興が地域活性化につながるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、来年度というか、今年、国民スポーツ大会が開催されます。この国民スポーツ大会には、小学生と中学生を、県の費用負担、それから市町村の費用負担で観戦に招待しているということもあります。プロスポーツもそうですが、やはり子供たちにこうしたスポーツを観戦する機会をしっかりとつくっていくことがプロスポーツの振興にも大きく貢献すると思いますし、何よりもプロスポーツの振興ということが地域活性化につながっていくということは、県としては大事だと思っ

いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） ありがとうございます。

先日、青森ワッツのホームゲームに行った際に、対戦相手が福島県のチームということで県外からも多数来場されていました。ありがたい話で私のことを知ってくださる方々にたくさん声をかけていただいたんですけれども、そうした際に、会場に入ったときに一番気になるのが、青森市はもとより、青森県が例えばバックアップしているというか、サポートしているというのが青森ワッツはあまり見られないよねと言われたことが、何と答えてよかったか分からなかったというか、ちよつと残念だったなと思いました。それは、ヴァンラーレさんだったり、フリースタイルさんにも言えることかなと思うので、知事がおっしゃったとおり、競技の枠を超えてという意味では、やっぱりプロの選手たちは子供たちに希望や夢、感動を与えるために頑張るということがまず一つの目標でもあると思うので、ぜひともこれは検討して、グッズが難しかったら何かイベントとか、そういうものでもいいのかなと思うので、ぜひお願いしたいなと思います。

次に、防災DXの推進について再質問させていただきます。

御答弁で公助としての防災DXの取組については理解いたしました。公助の取組と並行して、自助・共助においても防災DXの活用が重要であると考えます。

昨年七月三十日、カムチャツカ半島付近を震源とした地震により津波警報が発令された際には、夏休み中で子供が自宅にいる一方、保護者は仕事に出ており、避難までの間の安否確認や対応に苦労されたケースもございました。

近年、津波注意報や警報が発令される機会が増えており、家族が離れている時間帯に発生し、さらに停電や通信障害が重なれば、従来のインフラに頼った安否確認は非常に困難になります。前回の一般質問でも触

れましたが、山岳や海難事故の捜索に活用されている携帯型端末のように位置情報を発信できる機器は、こうした課題に対応する自助の手段の一つになります。さらに、ふだんは子供の見守りや高齢者の徘徊防止などに活用でき、災害時には安否確認や居場所特定にも役立つため、防災を日常に取り込む、いわゆるフェーズフリーの備えにもつながると考えます。

そこで、津波避難の際、一人でも多くの県民が携帯型発信機を携行していれば安否確認が円滑に行われることが期待されますが、県は携帯型発信機について周知する考えがあるのか伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 山や海などでレジャーを楽しむ方々が、万一の事故に備え、スマートフォンに位置情報発信アプリをインストールしたり、位置情報発信用の携帯型端末を利用する例があると承知しております。

こうした端末等を所持している場合は、災害発生時においても被災者の位置を特定することができ、安否確認が効率的になることが期待されることから、自助・共助の推進に係る様々な機会を捉えて情報発信していきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） ありがとうございます。四月には本県の新しい指針となる自助・共助を基本とした防災条例が施行予定となっております。この条例は、県民に努力を求めるだけの精神論であってはならないと考えます。今回は携帯型発信機の周知について伺いましたが、これに限らず、県民が自らの立場や状況に応じて適切な備えを選択できるように、防災アプリやハザードマップなど、自助を支える多様な手段の周知もぜひ御検討いただきますよう、よろしく願います。

最後に、要望ですが、公立学校における働き方改革の推進、公立中学校における休日の運動部活動の地域展開についてですが、働き方改革も

部活動の地域展開も、それ自体が目的ではなく、子供たちがよりよい環境の中で成長し、自らの可能性を伸ばしていくための大切な手段であります。

知事は、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会を目指すと言われていると思いますが、その力は、子供たちが日々の学びや活動の中で挑戦を経験し、自ら考え、行動する力を積み重ねることによって育まれていくものであります。だからこそ、県が市町村や学校に本気で伴走しながら、県として責任を持って取組を前へ進めていただくことを強く要望いたします。

以上で、私からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。

午後三時八分休憩

午後三時二十五分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続き開会いたします。

一般質問を続行いたします。

三十三番榊引ユキ子議員の登壇を許可いたします。――榊引議員。

○三十三番（榊引ユキ子） 自由民主党の榊引ユキ子です。

今冬は、昨年に引き続き豪雪に見舞われ、県民の多くは大変な御苦労や不安を抱いたことと思います。そんな中で、国スポ冬季大会やミラノ・コルティナオリンピックは、私たちの心に元気と明るい希望をくれました。どんな状況の中でも諦めない強い精神力、努力すること、挑戦することを示してくれました。

知事は、青森には何もない、何もできないというネガティブな意識を転換し、青森だからこそできる、青森でしかできないというマインドセットを県民の皆様と共有していくとおっしゃいました。そして、自分たちが果たす役割、今できること、十年後に向けてやるべきことを対話集会で話し合う。このことに大きな期待感を持ちました。自分も今できる

ことを一つずつ実行してまいります。その思いで質問をさせていただきます。

まず初めに、発達障がい者の就労支援についてであります。

発達障がい者支援センターは、発達障がいのある人への支援を総合的に行う専門機関です。発達障がいのある人とその家族が豊かな地域生活を送れるように、そしてまた、大人——診断済み、未診断問わず——の方で、その可能性がある人をも対象に相談対応します。特に最近では、大人の方で社会に出てからの相談を受けるようになりました。進学や就職で社会に出ると人間関係は複雑になり、様々な人とのコミュニケーションを取るようになります。また、相手の表情からすべきことを察したり、周囲に合わせて行動したり、仕事を計画的に進行するなど、社会性を要求されます。他人とのコミュニケーションが苦手、その場の空気が読めない、職場を変えても駄目、でも、自分の得意とするものはある、こんな状況でこの先進んでいけるだろうかと立ち止まっている方が少なくありません。そんな人たちの踏み出す第一歩として、発達障がい者支援センターの役割が重要となります。

そこで、一点目として、発達障がい者支援センターにおける就労支援の相談件数の推移について伺います。

二点目として、発達障がい者支援センターにおける就労支援の具体的な取組について伺います。

次に、病児保育の推進についてであります。

こども家庭庁は、病気や回復期の子供を一時的に預かる病児保育事業について、保護者の利便性を向上させるため、市町村をまたいだ利用ができるよう、都道府県の取組を支援するとしています。オンライン予約システムの導入費などを補助して、保護者が近隣市町村の施設の空き状況も含めて検索できるようにし、子供を預けやすくするとのこと、二〇二五年度補正予算で必要額を確保したとしています。

病児保育は、病院や保育所に併設された専用スペースなどで病気の子

供を預かる市町村が実施する事業です。二〇二三年度の全国の施設数は約四千三百か所で、延べ約百三十五万人の子供が利用したとあります。子供の容態等によって本県も四つのタイプがあると考え、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）があります。二〇二六年二月時点で、県内には非施設型の実施施設はないとなっています。全国的にも病児保育が増えない主な理由として、人件費負担が大きく、利用する子供の数も安定しないため、多くの施設が赤字経営になりやすいということが挙げられています。

そこで、一点目として、本県における病児保育の実施状況について伺います。

二点目として、病児保育を推進する上での課題及び今後の取組について伺います。

次に、介護人材の確保、定着についてであります。

受け入れたい外国人人材の職種で最多は六三・五％で介護としています。二位は製造業の五九・六％、これに看護師や研究者など高度人材五七・七％、農林漁業五五・一％、飲食、宿泊などのサービス業五四・九％となっています。どの職種も五〇％を超えていますが、全国で高齢化が進出し、担い手不足が深刻になっている中で、介護の外国人材を求める声が多いためです。

外国人の介護人材の受入れに前向きな自治体の割合は、東京、大阪、名古屋の三大都市圏から離れた地域で高く、最多は中国地域の七八％、これに東北七〇・六％、九州、沖縄七〇・二％が続いています。人口に占める高齢者比率別に見ると、四〇％以上の自治体で外国人の介護人材の受入れに前向きであり、この分野での人材の逼迫感を浮き彫りにしているとしています。

本県においても、介護職員については、令和二十二年に一万二千人程度不足すると推定されています。生産年齢人口が減少していく中、介護人材の確保に向けた新たな取組が急務です。

先般、報道で西北地域の鶴田町でも介護施設での外国人の登用が紹介されていました。介護施設も危機感を感じているのだと思います。このように、介護業界において、外国人介護人材が深刻な人手不足を補う重要な役割を果たしていると認識しています。

そこで、一点目として、本県の介護人材の確保に係る現状について伺います。

二点目として、外国人を含めた介護人材の参入促進に向けた県の取組について伺います。

三点目として、外国人を含めた介護人材の定着促進に向けた県の取組について伺います。

県内建設業における女性活躍推進についてお聞きいたします。

新年の建設新聞において、知事や県土整備部長、監理課長等のコメントが大きく紙面に出ていました。建設業が今、急速な人口減少で存続の危機に瀕していること、建設業がどれほどやりがいや達成感、自己成長を表現できる仕事なのか客観的に伝え方を見直していく余地はあるとされています。その業界のPR最前線に女建ネットワークのような存在が必要であると。

平成二十七年に女性建設技術者ネットワーク会議が産声を上げ、十年を迎えたことが報道されていました。この十年間で建設業を取り巻く環境は劇的に変化し、働き方改革、建設DXの推進、業界全体が新3K（給与、休暇、希望）の実現に向けて、大きくかじを切っているということ、女建ネットワークの活動も職場環境改善への働きかけ、職場見学会やスキルアップ研修と業界の魅力を広く伝える情報発信など、多岐にわたると評価しています。ハード、ソフト両面での環境のみならず、女性技術者の資質向上と建設業のイメージアップに大きく寄与しているということです。このことがひいては男性や若手、ベテランを含む全ての従事者にとつての働きやすさに直結していると指摘しています。自分の仕事は形となって将来に残ることや、人々の生活に大きく貢献する

喜びを知ってもらいたいという思いが強くなります。本県の建設業の衰退に大きく歯止めをかけてくれるものと願っています。

そこで、一点目として、県内建設業における女性技術者の現状について伺います。

二点目として、県内建設業における女性活躍に向けた県の取組について伺います。

次に、半導体関連産業の誘致の取組についてであります。

半導体の受託製造で世界最大手の台湾積体回路製造の熊本進出は、熊本大学にも大きな変革をもたらしています。七十五年ぶりとなる新学部を開設したり、企業との共同研究の拠点を新設したりと、異例の速さで改革を進めているとのこと。二〇二一年十一月にTSMCの熊本進出が正式発表されて以来、大胆な組織改革を実施しています。二〇二三年には半導体・デジタル研究教育機構を設立して、体制を整えました。翌二〇二四年度には、半導体に加え、統計データなどを使った社会課題に取り組むデータサイエンスも学べる学部相当の情報融合学環を開設、熊本大学が新学部をつくったのは七十五年ぶりです。工学部にも半導体の製造などに関する技術を基礎から学べる新学科「半導体デバイス工学課程」を日本で初めて設けたとされています。二〇二五年度には、半導体に特化した大学院も新設、大学にさえ大きな影響を与えた半導体関連企業です。

ところで、昨年十二月、台湾の半導体関連企業が青森県を視察との記事が目にとまりました。あおり視察ツアーで県内の企業や人材育成機関などを見学したようです。他県でも半導体関連産業の誘致活動を強化しているということであり、地域間競争が激しくなってきた中で、本県としても加速させる必要があると考えます。

そこで、一点目として、半導体関連産業の誘致に向けた取組状況について伺います。

二点目として、半導体関連産業の誘致について、県はどのように取り

組んでいくのか伺います。

次に、青森県・函館観光キャンペーンの取組についてであります。

昨年十二月の東北新幹線開業十五周年や、本年三月に迎える北海道新幹線開業十周年を契機として、現在、青森県・函館観光キャンペーンが開催されています。このキャンペーンでは、本県の冬の景観や冬ならではの祭り、イベント、温泉、食など、多彩な魅力に着目し、たくさん観光客に青森に来ていただくため、広く情報発信していると伺っています。観光客が落ち込む冬期間に規模の大きな観光キャンペーンが開催されることは、観光産業の振興と地域経済の活性化という点で大きな意義があるものと考えます。

五所川原市においても、冬の観光に大きく貢献している津軽鉄道のストーブ列車。冬の奥津軽でほっこりと心温まる旅を提供してきました。昨年十二月二十九日に車両のトラブルが発生し、現在、駅ホームに置いて車内を無料開放しています。石炭ストーブをたき、車内販売も実施しながら、雰囲気だけでもお楽しみいただけるようにしていますが、当市の観光に大きな痛手となりました。このたびのキャンペーンにも掲載されていることから、今後の経過が注目されるところです。県にもぜひ御支援をお願いしたいと思っています。このことから、このキャンペーンの取組を今回限りのものとせず、来年度以降にしっかりと生かしていくことが重要だと考えます。

そこで、一点目として、青森県・函館観光キャンペーンにおける県の取組内容について伺います。

二点目として、県は、青森県・函館観光キャンペーンの取組を今後の冬季観光にどのように生かしていくのか伺います。

次に、特定免許失効者管理システムについて伺います。

二〇二三年四月施行の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、教育委員会や学校法人は、採用時、このデータベースを確認しなければならないとなっています。

二〇二四年十二月発表の文部科学省の調査によると、性犯罪、性暴力により処分された公立学校の教員は三百二十人で、過去最多を更新したとしています。特に児童生徒に対するわいせつ行為は社会問題となっております。被害の多くが勤務校の児童生徒に向けられているため、教育現場の信頼に関わる重大な問題と認識されています。

このような状況下で報道されたのが、二〇二四年の調査では、私立学校の約七五％がこのデータベースを活用しておらず、処分歴のある教員が別の場所で採用されているケースも判明したということです。

そこで、一点目として、特定免許失効者管理システムの概要と県教育委員会の活用状況について伺います。

二点目として、本県の市町村教育委員会における特定免許失効者管理システムの登録及び活用状況について伺います。

最後の質問は、豪雪に伴う一一〇番通報受理時の対応等についてであります。

今年は例年にならないほどの豪雪となりました。青森市では観測史上四番目となる百八十三センチを記録するなど、市民生活に大きく影響を及ぼしました。なかなか除排雪が追いつかず、道路の幅員が狭くなり、車のすれ違いができないほか、融雪や道路上での凸凹の影響により、スタック車両が何台も見受けられるなど、生活に混乱を招きました。また、屋根の雪下ろし等に関係する死傷者が出るなど、大変痛ましい事故が発生した状況にもありました。

報道では、連日の大雪によって青森警察署への一日の通報件数が百件を超えるという記事を目にしましたが、その大半はスタックや雪害事故など雪に関する通報が半数以上を占めるとのことでした。県警察では、通報を受けた現場には必ず向かわなければならないと思いますが、百件以上の現場を処理するには大変なことだと思いますし、天候や様々な状況次第では現場にたどり着けないこともあるのではないかと考えます。そこで、次の三点について伺います。

一点目として、令和五年度から令和七年度における十二月から二月までの一一〇番通報受理件数と、雪の影響により増加したと思われる内訳について伺います。

二点目として、令和七年四月から十一月までの期間と令和七年十二月から令和八年二月までの期間における一一〇番通報受理から現場到着までの平均時間について伺います。

三点目として、現場到着が遅れる場合の一一〇番通報受理時における対応について伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 櫛引議員にお答えいたします。

私からは、まず、病児保育を推進する上での課題及び今後の取組についてお答えいたします。

病児保育推進の課題として、配置する保育士や看護師の確保に加えて、突然の利用キャンセルが発生し得ることなどにより、安定的、継続的な経営が難しいことが挙げられます。

このため、県では、病児保育を実施している市町村に対する運営費の補助を継続するとともに、複数の社会福祉法人等が連携して、保育士の派遣等により病児保育を行うあおもり病児保育センターモデル事業を令和八年度から新たに実施いたします。

このモデル事業により、病児保育事業の実施に係る一法人当たりの負担を軽減し、安定的、継続的な運営を図るとともに、運営モデルとして発信し、県内に展開することで、病児保育を一層推進してまいります。続きまして、外国人を含めた介護人材の参入促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、青森県福祉人材センターにおいて、セミナーや出前講座、職場体験等を通じて幅広い年齢層に向けた介護職の魅力発信や、未経験者に対して介護の入門研修を行い、介護現場への就労に結びつけるなどの

介護人材の参入促進に取り組んでおります。

さらに、外国人を含む介護人材に係る相談に対応し、受入れ、定着をワンストップ型で支援する介護人材支援センターを新たに設置し、受入れ希望事業所へのマッチング支援や受入れ準備セミナー開催など、受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

続きまして、半導体関連産業の誘致に向けた取組状況についてお答えいたします。

県では、本県の高いエネルギーポテンシャルと地域、市町村等の意欲的な取組が融合した新たな仕事づくりのためのプロジェクト「GX青森」の実現に向けて、台湾からの半導体関連産業の誘致に取り組んでおります。

具体的には、昨年六月から台湾現地に企業誘致コーディネーターを配置し、本県への立地に関心のある企業の掘り起こしと企業訪問を実施いたしました。

また、十月には、台北市内において、本県の立地環境や優位性をPRするあおもり産業立地フェア in 台湾を開催したほか、十二月にはフェアの出席者を中心に本県へ招請し、県内の立地環境や半導体関連企業などを視察するツアーを実施いたしました。

さらに、半導体関連などGX関連産業を集積するため、つがる市をはじめ、県内六か所においてGX産業団地の整備を計画しており、市町村と連携しながら誘致に向けた環境整備にも取り組んでまいります。

次に、半導体関連産業の誘致について、県はどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

台湾からの半導体関連産業の誘致につきましては、今年度実施した産業立地フェア in 台湾において、TSMCなど多くの半導体関連企業が立地している新竹サイエンスパークの幹部をはじめとする多くの現地関係者とネットワークを構築するなど、誘致に向けての基盤が整いつつあるものと考えております。

令和八年度は、台湾現地での企業誘致コーディネーターによる企業訪問や産業立地フェアの開催、本県の立地環境の視察への対応を継続的に実施するほか、新たに国内の半導体関連産業団体等に対して本県の立地環境をアピールすることとしており、私自身先頭に立って、これまで培ったネットワークも生かして誘致活動を加速化してまいります。

続きまして、青森県・函館観光キャンペーンにおける県の取組内容についてお答えいたします。

県では、昨年十二月から今月末まで、J R東日本等と連携して青森県・函館観光キャンペーンを開催しており、館鼻岸壁朝市の特別開催や、浅虫ねぶた冬の陣などの新たな冬のコンテンツをはじめとする青森の冬の観光の魅力について、J R主要駅等でデジタル媒体やポスター、ガイドブック等により、強力に発信しております。

また、東京駅などの主要駅で物産・観光イベントを実施し、駅利用者に食や文化を直接PRしたほか、有名インフルエンサーを活用して本県での旅行動画をSNSで発信するなど、取組を積み重ねながら旅行需要の喚起に取り組んでいます。

次に、青森県・函館観光キャンペーンの取組を、今後、冬季観光にどのように生かしていくのかについてお答えいたします。

現在実施中の青森県・函館観光キャンペーンでは、本県の冬の観光の魅力を首都圏などに強力にアピールしてまいりました。

中でも、今回新たに創出された八戸市の館鼻岸壁朝市の冬季特別開催や、浅虫の冬ねぶたをはじめとした県内各地のコンテンツについては、観光客から好評を得たものも多く、県としては、今後の冬季観光の目玉の一つとして定着できるよう、検証、ブラッシュアップなどの伴走支援を行い、さらなるコンテンツの充実を図りながら冬季観光の魅力を向上させ、観光振興につなげてまいります。

私からは以上です。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 県内建設業における女性活躍に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、建設業で働く全ての女性が働きがいと働きやすさを両立させて働き続けることができる環境整備を進めることが重要と考えています。

このため、建設業で働く女性などで構成されるあおり女建ネットワークと連携し、経営者向けのセミナーや、スキルや知識を学ぶための研修の開催、女性の視点で現場の環境を点検し、他社の現場を見て技術的知見を得ることを目標とした現場パトロール、見学会の実施などに取り組んでいます。

県といたしましては、引き続き、業界団体等と連携しながら企業の理解促進を図り、女性を含め、誰もが働きやすく、それぞれの個性や強みを生かせる建設産業を目指してまいります。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 病児保育の実施状況についてお答えいたします。

本県における病児保育事業の実施状況は、令和六年度末時点で、運営費補助を活用して事業を実施しているところが十九市町村三十六か所あり、近隣市町村との広域連携によりサービスを確保している七市町村を含めると、二十六市町村で実施しております。また、令和六年度の延べ利用児童数は七千五人となっております。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問四点についてお答えいたします。

まず、発達障がい者支援センターにおける就労支援の相談件数の推移についてお答えいたします。

県では、青森県発達障がい者支援センターを県内三か所に設置し、発達障がいのある方への相談支援のほか、発達支援、就労支援等を行って

います。

三か所のセンターにおける就労支援の過去五年間の相談件数は、令和二年度六百九十五件、令和三年度五百十七件、令和四年度四百三十八件、令和五年度二百七十五件、令和六年度五百二件となっています。

次に、発達障がい者支援センターにおける就労支援の具体的な取組についてお答えいたします。

センターでは、就労を希望する発達障がいのある方に対して、就労に関する相談に応じるほか、何らかの理由で社会参加が乏しくなった方などの居場所づくりを行い、自由に活動できるフリースペースの開放やチーム交流会などの集団活動、就労体験等を実施し、段階的に社会参加できるように支援しています。

次に、本県の介護人材の確保に係る現状についてお答えいたします。厚生労働省の推計によると、要介護高齢者の増加に伴い、介護ニーズが増大すると予想されており、本県では、介護職員が二〇四〇年には約一万二千人不足すると見込まれています。

また、県が令和七年七月から八月に行った介護事業所へのアンケート調査によると、介護職員の不足により、職員の教育・研修の時間が確保できない、職員が兼務で業務多忙となっている、職員が休暇・休憩が取れないとの回答が多くありました。

県では、少子高齢化による厳しい状況にあっても、介護現場の生産性向上や職場環境の改善、人材の参入促進や介護職員処遇改善加算の取得促進等により、介護人材の確保、定着に取り組んでいるところです。

最後に、外国人を含めた介護人材の定着促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、介護職員の負担を軽減し、確保、定着につなげるため、介護テクノロジーの導入やノーリフティングケアの推進による介護現場の生産性向上に一層取り組んでいきます。

あわせて、就労している介護職員が介護福祉士の資格を目指す際に必

要となる実務者研修などの受講や、研修を受講する間の代替職員の雇用に関する支援にも取り組みます。

さらに、来年度からは、外国人介護人材の円滑な就労のための生活支援、学習支援、コミュニケーション支援等を行う介護事業所を県が直接支援します。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県内建設業における女性技術者等の現状についてお答えいたします。

県では、令和五年に県内建設業者に対して実態調査を行い、同年十二月一日時点で回答のあった業者に在籍する技術者及び技能者一万九十一人のうち、女性は三百六十六人であり、その割合は三・六%でした。

また、県内建設業への女性の入職及び定着に向けた現状の課題としては、女性活躍に関する企業の理解、トイレや更衣室といったハード面や女性が長く勤務することのできる休暇・休業制度といったソフト面の労働環境などが挙げられます。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点についてお答えします。

まず、特定免許状失効者管理システムの概要と活用状況についてです。

特定免許状失効者管理システムは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、国が整備し、令和五年四月から稼働しているものです。

当該システムには、国公立及び私立の学校、幼稚園等の教育職員のうち、児童生徒等に対し、性暴力等を行ったことで免職または解雇となり、教育職員免許状が失効した者、いわゆる特定免許状失効者の情報が記録されています。

県教育委員会では、公立学校の教育職員を任命しようとするときには、常勤または非常勤の採用形態にかかわらず、特定免許状失効者管理

システムにより、教育職員免許状の失効状況を必ず確認しています。

次に、本県の市町村教育委員会における特定免許状失効者管理システムの登録及び活用状況についてお答えします。

市町村教育委員会において、独自に教育職員を採用する場合、当該システムを活用するための登録が必要となりますが、文部科学省が令和七年十二月に公表した教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査によると、対象となる県内六市町村のうち、五市町村において未登録となっていたことが確認されました。

この結果を踏まえ、県教育委員会では、令和八年一月に県内各市町村教育委員会宛てに、改めて当該システムの活用について通知を発出したところであり、調査時点で未登録となっていた五市町村については、現時点で全て登録済みであることを確認しています。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 豪雪時における県警察の対応等に関する御質問のうち、一一〇番通報受理件数と雪の影響により増加したと思われる内訳についてお答えいたします。

令和五年十二月から六年二月までの一一〇番通報総受理件数は一万三千四百九件、令和六年十二月から七年二月までの件数は一万五千八百六十三件、令和七年十二月から八年二月までの件数は一万七千七百二件となっております。

雪の影響に着目した一一〇番通報の統計は取っておりませんが、豪雪の影響を大きく受けると考えられる災害関係、交通関係及び要望、苦情、相談に関する令和七年十二月から八年二月までの一一〇番受理件数は、前年同期と比べ一六％増、同じく前々年同期と比べ五〇％増となっております。

次に、令和七年四月から十一月までの期間と令和七年十二月から令和八年二月までの期間における一一〇番通報受理から現場到着までの平均時間についてお答えいたします。

本県において、警察本部の通信指令室が一一〇番通報を受理してから、警察署やパトカー等に指令して警察官が現場に到着するまで、令和七年四月から十一月までの平均所要時間は十六分二十四秒です。

積雪シーズンである令和七年十二月から八年二月までの平均所要時間は二十五分十四秒となっております。

最後に、現場到着に時間を要する場合の一一〇番通報受理時における対応についてお答えいたします。

豪雪の影響等で事案が急増し、臨場するパトカー等の現場到着までに時間を要することが予想される場合においては、通報者に対し、道路事情や事案の急増により、到着までに時間を要することを説明するとともに、安全な場所への避難を教示するなどして、二次被害防止に配慮した人命優先の対応を取っております。

また、隣接する警察署には、管轄区域にとらわれず、現場臨場を指示するなど、隣接警察署の連携と速やかな現場対応に努めております。

○議長（工藤慎康） 櫛引議員。

○三十三番（櫛引ユキ子） 再質問を一つします。

外国人介護人材の参入促進についてですが、先ほど言いましたように、その需要がますます増えていく中で、海外での動向といいますが、あるいは習慣の違いなどというものを知っておくためにも、その参入促進に向けて、海外現地での採用活動が重要と考えますが、県の取組について伺います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県では、外国人介護人材を確保していくためには、海外現地での広報活動や採用活動も必要であると考えています。

そのため、外国人介護人材の受入れを検討する介護事業所が、海外現地にある学校、関係機関に対する広報活動や、これらの機関と連携した採用活動を行う場合、県では、その活動に対する支援に取り組んでいき

ます。

あわせて、新たに設置する介護人材支援センターにおいて、海外現地の情報収集や外国人介護人材向けの説明会を開催するほか、現地の学校や関係機関との連携構築を図り、介護事業所への外国人介護人材の受入れを支援していきます。

○議長（工藤慎康） 梶引議員。

○三十三番（梶引ユキ子） ありがとうございます。外国人の介護人材もやっぱりそれだけ緊急を帯びてきているので、介護事業所としても、自分たちが自ら足を運んで広報活動を行うということは非常に重要であると思っております。来年度予算で外国人介護人材の登用に向けてのいろんな施策に多くの予算をつけていただいていることにも、本当に前向きに受け止めてくださっていると思いました。

あとは要望になりますが、発達障がい者の就労支援について。

実質は満三歳児の健康診査のときに、本当であれば各市町村がチェックシートで早めにチェックしていただければ、大人になる前に家族もその障がいがあることを受け止めることができるんですが、調べてみますと、令和七年四月一日で十四の市町村しかこのチェックシートがせつかくあるにもかかわらず、利用していないという現状があります。

さらに、令和四年三月に青森県子どもの発達支援ガイドブックが発行されたのですが、令和六年度には、その活用をして研修会を開催してくださっています。ですが、このセンターにおけるいろんな活動の中で、普及啓発が重要であると思います。なぜ県民の皆さんが相談に来るかといいますと、やっぱりそれだけ自覚もしておりながら、相談できる場所まで行けないというか、周知をもっと多くしないと、大丈夫なんですよ、簡単に相談できるんですよというのが伝わっていないと今回思いました。

青森の方なんですけれども、津軽のほうで相談に行ってみたということが起きました。というのは、成人した人でありますので、青森で知

られたくないという思いがあつて、そういう相談があつたんですが、そのためにも、障がいは自分でも自覚をしながらも、これから先、得意であるものを持つていることによってまだ就職ができるという安心感を与えるためにも、ぜひとも普及啓発にも力を入れていただきたいと思えます。行ったら、本当は何の壁もない場所であるとは思うのですが、そこに一歩足を踏み入れる勇氣がなかなか持てないという現状があるように思いますので、その点を周知していただきたいと思います。

病児保育は人材確保に、通常は保育士が三人に一人、看護師が十人に一人という制約があるのですが、県として、センターでモデル事業としてそれをつなげる役割を果たしてくださるということで、これから先、仕事をしながらも、病児の保育の推進ができるものと一安心しております。

県内の建設業における女性活躍推進は、令和五年でまだ三・六％しかない。それでも三百六十六人が前向きに技術を持ったり、あるいは仕事をしてみたいという人がいたので、それを少しずつ毎年着実に増やしていくためにも、ぜひとも女性の方々も建設業界に――意外とトラックの運転手、大型ダンプの運転手というのも私たちもよく見かけますけれども、かつこいいんです。女性もかつこいいんです。だから、そういったことを子供たちにも見せてあげたり、そういうことが女の子でもできるんだよというのをやっぱり伝えていただきたい。そのすべを、県がいろいろなアイデアも出していただいておりますけれども、さらにまた、そういった面も考えていただければ、女性の方々も、最初のときにトイレも改修してくださったり、徐々に受入れ体制が整ってきていますので、さらなる協力をお願いしたいと思います。

冬季の観光面で、今回は観光面から津軽鉄道のことをお話しさせていただきました。現在、津軽鉄道で、誘客交流課ではないんですけれども、今、国とトラブルがあつたことをやり取りしているらしいのですが、苦慮しているという現状があります。ぜひともその中に県も仲介をしてい

ただいで、御支援をしていただければありがたいと思っております。五所川原市としても、レトロな列車の中で一日百人以上も来る観光客を受け入れてきた経緯もありますので、なくしてしまえば、そこで五所川原市の唯一の観光であるストープ列車が途絶えてしまいますので、何とかそういった運行に関しても御相談に乗っていただければ大変ありがたいと思っております。

教育委員会でも、残っていた五市町村がちゃんと管理システムを運用できるようになったので、これからは子供たちを守っていただけることがきちつと分かりました。また働こうと思つてよその地域でまたそういう犯罪を犯すというのはやっぱり防がなくてはいけないので、今後もういった状況を常に把握していただきたいと思ひます。

県警察も本当にこの大変な中、対応が、豪雪で雪対策の皆さん方もそうでしたけれども、今回のいろんな事案があつて職員の皆さん方も対応が大変だつたと思つておりました。でも、一度、マスコミで言われるように、本当にどのぐらいあるのかというのをやっぱり私たちも知らなくてはいけないと思ひましたので、今回質問させていただきました。ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（工藤慎康） 以上をもつて本日の議事は終了いたしました。

明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。
午後四時十七分散会